

学校環境衛生、薬物乱用防止教育の 現状と課題

令和7年5月
初等中等教育局 健康教育・食育課
健康教育調査官 鈴木貴晃



1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施
 - （1）環境衛生検査の徹底
 - （2）学校環境衛生基準の改正等
 - （3）その他関係資料
2. 薬物乱用防止教育の推進
 - （1）近年問題となっている薬物
 - （2）薬物乱用防止教育の内容・薬物乱用防止教室の充実強化
3. その他

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施
 - （1）環境衛生検査の徹底
 - （2）学校環境衛生基準の改正等
 - （3）その他関係資料
2. 薬物乱用防止教育の推進
 - （1）近年問題となっている薬物
 - （2）薬物乱用防止教育の内容・薬物乱用防止教室の充実強化
3. その他



1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）学校環境衛生活動の実施目的

<目的>

- 学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図る
- 学校における子どもの適切な学習環境の確保を図る

学校保健安全法第1条及び「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」（平成20年1月中央教育審議会答申）より



1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）学校環境衛生における各主体の責務

主体	責務
国	○財政措置その他必要な施策を講ずる（法第3条第1項） ○学校環境衛生基準を定める（法第6条第1項）
地方公共団体	○財政措置その他必要な施策を講ずる（法第3条第1項）
学校の設置者	○学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努める（法第4条） ○学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない（法第6条第2項）
学校※	○環境衛生検査に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない（法第5条） ○環境衛生検査は、毎学年定期に学校環境衛生基準に基づき行わなければならない（施行規則第1条第1項）
校長	○学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該学校の設置者に対し、その旨を申し出る（法第6条第3項）

※ すべて学校長その他の教職員のみの責任とするものではなく、当該学校の管理運営について責任を有する**設置者についても併せて果たすべき責務**を規定したものである（「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（20文科ス第522号平成20年7月9日付け文部科学省スポーツ・青少年局長通知））

注）学校保健安全法を「法」、学校保健安全法施行規則を「施行規則」と省略記載

5

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）学校環境衛生に係る教職員等の役割

教職員等	役割
校長	○環境衛生検査の実施の責任 ○学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、必要な措置、措置を講ずることができないときは、学校の設置者に対して申出
保健主事	○学校保健と学校全体の活動に関する調整、学校保健計画の作成と実施（保護者等の関係者に周知を含む）、学校保健に関する組織活動の推進
養護教諭	○保健管理（学校環境衛生管理）、学校保健計画の策定に中心的な役割、子どもの現代的な健康課題の対応に当たり、学級担任等、学校薬剤師など学校内における連携
学級担任等	○各教室の日常点検の実施。ただし、保健教育の一環として、日常点検を児童生徒等が行うことも考えられる
学校医	○学校保健計画の立案に参与 ○学校環境衛生の維持・改善に関し、学校薬剤師と協力して、指導・助言
学校薬剤師	○学校保健計画の立案に参与 ○環境衛生検査に従事 ※ 検査には、学校薬剤師が関与し、学校薬剤師が自ら実施、教職員が実施又は外部検査機関が実施 ○学校環境衛生の維持・改善に関し、指導・助言

学校保健安全法施行規則、「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」（平成20年1月中央教育審議会答申）、学校環境衛生管理マニュアル「学校環境衛生基準」の理論と実践[平成30年度改訂版]及び「養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議議論の取りまとめ」より

6

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）国の責務（学校保健関係の地方交付税措置）

更新

別紙 1

以下、普通交付税において措置されている。

- 1 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬が措置されていること。
[道府県分]
(1) [高等学校費(生徒経費)]：非常勤校医等手当 74,490 千円
(2) [特別支援学校費(学級経費)]：学校医 62 名、学校薬剤師 14 名
15,204 千円
[市町村分]
(1) [小学校費(学校経費)]：学校医 4 名、学校歯科医 1 名、
学校薬剤師 1 名 1,021 千円
(2) [中学校費(学校経費)]：学校医 4 名、学校歯科医 1 名、
学校薬剤師 1 名 995 千円
(3) [高等学校費(生徒経費)]：非常勤校医等手当 1,206 千円
- 3 学校環境衛生検査に係る委託に要する経費が措置されていること。
(1) 道府県分：[その他の教育費(保健体育費)] 11,010 千円
(2) 市町村分：[その他の教育費(保健体育費)] 5,591 千円

「令和 6 年度学校保健関係の地方交付税措置の主な内容について」（令和 6 年10月 7 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）抜粋

7

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）学校環境衛生基準の概要

第一 本基準の概要

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

- 1 教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。）に係る学校環境衛生に関して、検査項目及びその基準を定めたこと。
- 2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、検査項目ごとに測定方法及び検査回数を定めたこと。

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

- 1 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生に関して、検査項目及びその基準を定めたこと。
- 2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、検査項目ごとに測定方法及び検査回数を定めたこと。

第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品に係る学校環境衛生基準

- 1 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品に係る学校環境衛生に関して、検査項目及びその基準を定めたこと。
- 2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、検査項目ごとに測定方法及び検査回数を定めたこと。

第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

- 1 水泳プールに係る学校環境衛生に関して、検査項目及びその基準を定めたこと。
- 2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、検査項目ごとに測定方法及び検査回数を定めたこと。

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

- 1 学校環境衛生の維持を図るため、第1から第4に掲げる検査項目の定期的な環境衛生検査等のほか、毎授業日に点検を行う検査項目及びその基準を定めたこと。
- 2 点検は、官能法によるもののほか、第1から第4に掲げる検査方法に準じた方法で行うものとする。

「学校環境衛生基準の施行について（通知）」（21文科ス第6013号平成21年 4 月 1 日付け文部科学省スポーツ・青少年局局長通知）抜粋

8

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）学校環境衛生基準の変遷

平成21年4月1日	学校環境衛生基準 (平成21年文部科学省告示第60号) 施行	学校環境衛生活動が適切に実施されるよう、 「学校環境衛生基準」を学校保健安全法に基づくものとして位置付けた。
平成30年4月1日	学校環境衛生基準 (平成30年文部科学省告示第60号) 施行	学校保健安全法附則第2条の規定を踏まえ、 学校環境衛生基準全体を確認し、一部改正
令和元年7月1日	学校環境衛生基準 (令和元年文部科学省告示第18号) 施行	不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の 施行に伴い、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う 文部科学省関係告示の整理等に関する告示（整理告示） 工業標準化法 → 産業標準化法 日本工業規格 → 日本産業規格
令和3年4月1日	学校環境衛生基準 (令和2年文部科学省告示第138号) 施行	「室内空気中化学物質の室内濃度指針値」（厚生労働省）の指針値の 改定に伴う一部改正 キシレン 870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.20ppm) → 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)
令和4年4月1日	学校環境衛生基準 (令和4年文部科学省告示第60号) 施行	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う 一部改正 温度 17℃以上、28℃以下であることが望ましい → 18℃以上、28℃以下であることが望ましい 一酸化炭素 10ppm → 6ppm
令和6年4月1日	学校環境衛生基準 (令和6年文部科学省告示第54号) 施行	水道法の一部改正に伴う一部改正 飲料水等の水質 厚生労働大臣 → 環境大臣 水泳プール 厚生労働大臣 → 環境大臣

9

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）学校環境衛生管理マニュアル



・制作：平成30年6月
・掲載URL：
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afeldfile/2018/07/31/1292465_01.pdf



第Ⅰ章 学校環境衛生活動

第Ⅱ章 学校環境衛生基準

- 第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準
- 第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準
- 第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準
- 第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準
- 第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準
- 第6 雑則

第Ⅲ章 参考資料

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）学校保健計画における環境衛生検査の位置付け状況及び環境衛生検査の実施状況

<学校環境衛生活動の現状>

質問	回答（全国）
学校保健計画において環境衛生検査の記載が 全検査項目あった （省略規定により省略した検査項目は除く）	43.5%
環境衛生検査を 全項目実施した	40.2%

（公社）日本薬剤師会学校薬剤師部会．2022年度全国学校保健調査集計結果報告
https://www.nichiyaku.or.jp/files/co/activities/activity/2022_1-2.pdf



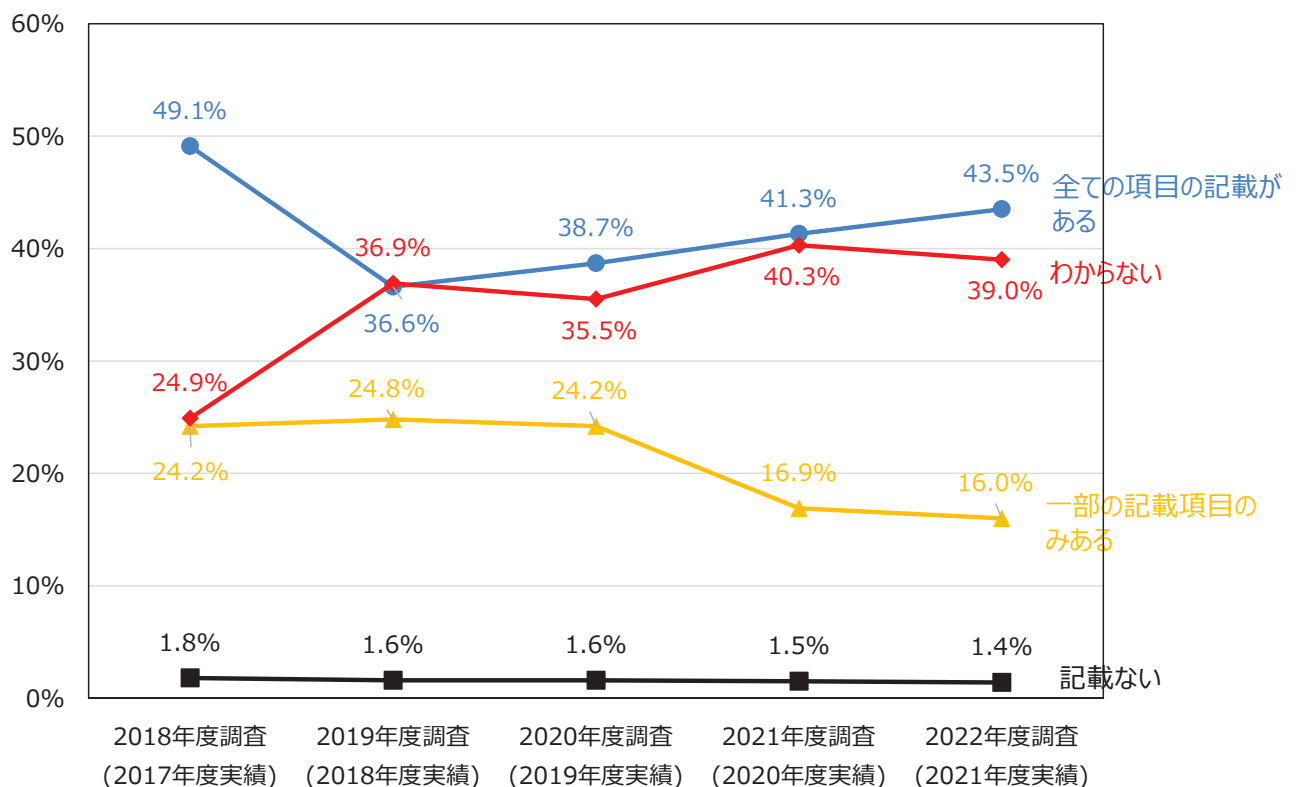
文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

11

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）学校保健計画における環境衛生検査の位置付け状況の年次推移



（公社）日本薬剤師会学校薬剤師部会．全国学校保健調査集計結果報告より作成

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）都道府県別の学校保健計画における環境衛生検査の位置付け状況

更新

(%)

都道府県名	計画に全ての検査項目が記載	都道府県名	計画に全ての検査項目が記載	都道府県名	計画に全ての検査項目が記載	都道府県名	計画に全ての検査項目が記載
北海道	26.1	東京都	56.5	滋賀県	52.2	香川県	39.6
青森県	34.9	神奈川県	44.3	京都府	46.8	愛媛県	41.4
岩手県	56.0	新潟県	47.2	大阪府	38.1	高知県	23.0
宮城県	66.1	富山県	35.3	兵庫県	33.9	福岡県	24.2
秋田県	27.2	石川県	35.5	奈良県	37.1	佐賀県	46.3
山形県	33.7	福井県	39.4	和歌山県	17.5	長崎県	48.6
福島県	40.9	山梨県	40.9	鳥取県	39.6	熊本県	46.5
茨城県	54.1	長野県	42.0	島根県	23.9	大分県	31.9
栃木県	48.3	岐阜県	72.4	岡山県	22.4	宮崎県	14.9
群馬県	37.1	静岡県	43.5	広島県	35.9	鹿児島県	50.7
埼玉県	66.2	愛知県	59.0	山口県	48.3	沖縄県	35.7
千葉県	49.2	三重県	38.0	徳島県	48.3		

（公社）日本薬剤師会学校薬剤師部会．2022年度全国学校保健調査集計結果報告
https://www.nichiyaku.or.jp/files/co/activities/activity/2022_1-2.pdf



文部科学省

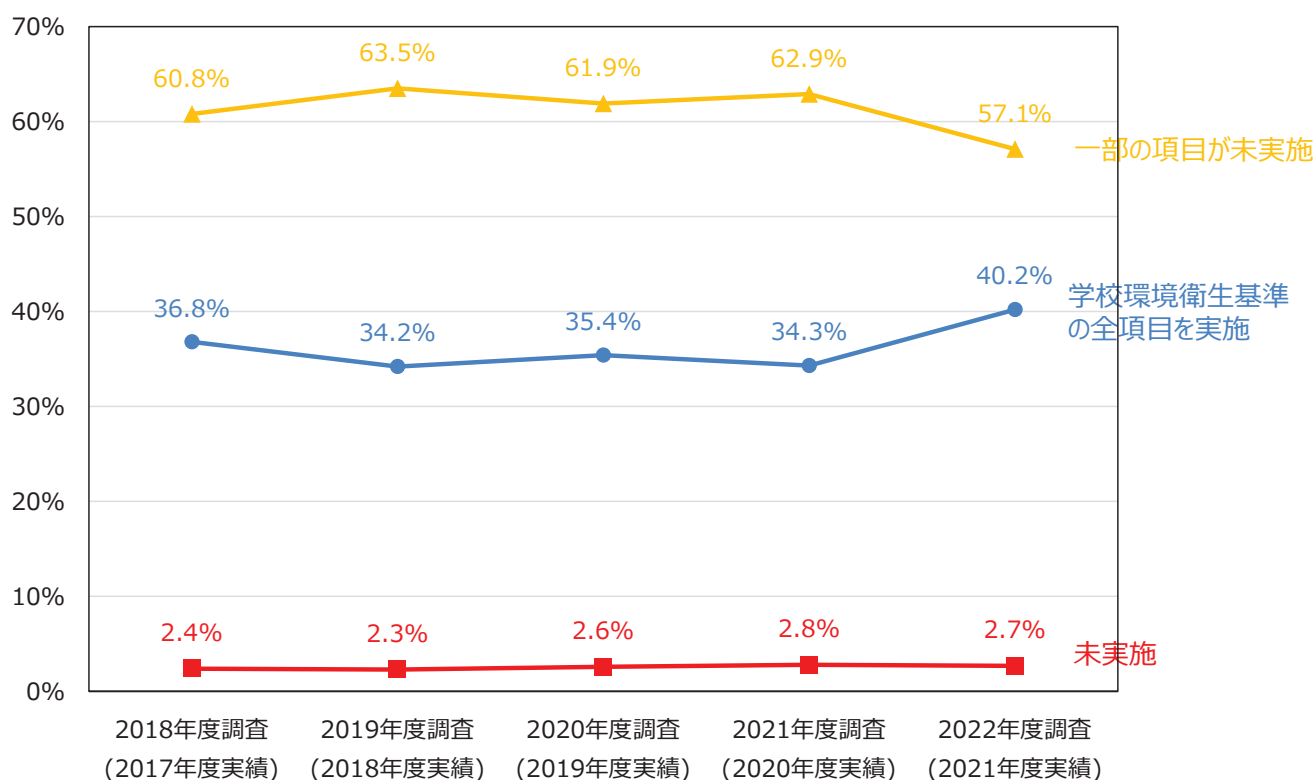
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

13

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）環境衛生検査の実施状況の年次推移

更新



（公社）日本薬剤師会学校薬剤師部会．全国学校保健調査集計結果報告より作成

14

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）都道府県別の環境衛生検査の実施状況

更新

(%)

都道府県名	基準の全項目を実施	都道府県名	基準の全項目を実施	都道府県名	基準の全項目を実施	都道府県名	基準の全項目を実施
北海道	30.5	東京都	55.3	滋賀県	58.8	香川県	55.4
青森県	19.2	神奈川県	66.3	京都府	31.5	愛媛県	29.6
岩手県	30.6	新潟県	48.9	大阪府	37.6	高知県	26.9
宮城県	64.4	富山県	37.6	兵庫県	27.7	福岡県	28.6
秋田県	15.0	石川県	39.7	奈良県	58.6	佐賀県	25.8
山形県	25.8	福井県	55.6	和歌山県	8.6	長崎県	42.5
福島県	14.1	山梨県	31.0	鳥取県	24.1	熊本県	29.3
茨城県	47.5	長野県	53.6	島根県	12.9	大分県	51.3
栃木県	36.3	岐阜県	56.3	岡山県	17.5	宮崎県	18.6
群馬県	36.9	静岡県	39.0	広島県	22.9	鹿児島県	40.2
埼玉県	49.9	愛知県	63.0	山口県	35.9	沖縄県	24.7
千葉県	43.8	三重県	49.5	徳島県	51.6		

（公社）日本薬剤師会学校薬剤師部会、2022年度全国学校保健調査集計結果報告
https://www.nichiyaku.or.jp/files/co/activities/activity/2022_1-2.pdf



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

15

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施等に係る問題点

<学校保健計画、環境衛生検査の問題点>

- 学校において、環境衛生検査について**全項目を位置付けた学校保健計画が策定されていない。**
- 学校において、**学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査が実施できていない。**

- 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。**
（学校保健安全法第5条）
- 学校保健安全法（昭和33年法律第56号。以下「法」という。）第5条の**環境衛生検査は、他の法令に基づくもののほか、毎学年定期に、法第6条に規定する学校環境衛生基準に基づき行わなければならない。**
（学校保健安全法施行規則第1条第1項）



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

16

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の全項目実施に向けた課題

＜環境衛生検査の全項目実施できなかった理由＞

「器具が足りない」	31.4%
「予算が足りない」	18.6%
「計画がなかった」	57.7%
「時間の都合がつかなかった」	11.3%
「その他」	15.2%

※複数回答可

（公社）日本薬剤師会学校薬剤師部会、2022年度全国学校保健調査集計結果報告
https://www.nichiyaku.or.jp/files/co/activities/activity/2022_1-2.pdf

17

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）検査器具の整備、学校環境衛生検査委託費の措置

5 学校環境衛生活動に係る留意事項

（1）学校の責務について （略）

（2）学校の設置者の責務について

学校の設置者においては、学校環境衛生活動が適切に実施されるよう、**法第4条の規定に基づき**、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努められたいこと。

なお、「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」については、例えば、**検査器具など物的条件の整備、学校環境衛生検査委託費の財政措置等**が考えられること。

また、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があり、改善措置が必要な場合において、校長より法第6条第3項の申出を受けた場合は、法第6条第2項を踏まえて適切な対応をとるよう努められたいこと。

「学校環境衛生基準の一部改正について（通知）」（4文科初第424号令和4年5月9日付け文部科学省初等中等教育局長事務代理文部科学審議官通知）抜粋



1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）保健室の備品等（環境衛生用）

4 保健室について

（1）～（2）（略）

（3）保健室には、最低限、別紙の備品を備えることが適当であるが、その品目、数量等については、学校の種別、規模等に応じて適宜措置するものとし、例えば、学校環境衛生検査に使用する機器等で、年間の使用頻度が数回程度のものについては、数校の兼用として差し支えないものであること。

別紙	区分	品名
	環境衛生用	温湿度計
		風速計
		WBGT計
		照度計
		ガス採取器セット
		塵埃計
		騒音計
		黒板検査用色票
		水質検査用器具
		プール用水温計
		プール水質検査用器具
		ダニ検査キット

「保健室の備品等について（通知）」（2文科初第1633号令和3年2月3日付け文部科学省初等中等教育局長通知）抜粋

19

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）学校環境衛生において都道府県教育委員会に求められる取組等

1 所管する学校への対応

○ 都道府県立学校の環境衛生に係る備品の適切な整備、検査委託費の確保

（学校保健安全法第3条第1項、第4条、地方教育行政法第21条第7号）

○ 都道府県立学校の適切な環境衛生の維持・管理

（学校保健安全法第6条第2項、地方教育行政法第21条第10号）

2 技術的な助言

○ 市町村に対して、市町村立学校の環境衛生に係る備品の適切な整備、検査委託費の確保、適切な環境衛生の維持・管理等について技術的な助言等

（地方自治法第245条の4第1項、地方教育行政法第48条第1項）



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

20

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）環境衛生検査に係る予算要求のための整理の例

○予算要求のスキーム

1. 検査方法の確認

- ・検査機器の使用、検査委託の別

2. 既存の検査機器の把握

- ・検査機器の全整備数
- ・検査機器の地域ごとの整備数
- ・検査機器の保管場所
- ・検査機器の使用開始年
- ・検査機器の耐用年数

3. 検査機器購入の要否確認

- ・検査機器の購入数の確認
- ・備品購入費、消耗品費での購入の別
- ・予算要求額の確認
- ・一括購入、複数年購入の検討

4. 予算要求する所属の確認

- ・検査機器購入費、検査委託費の予算要求をする所属の確認

5. 予算要求資料の作成



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

21

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）環境衛生検査に係る予算要求 例①

予算要求資料

平成26年度当初予算 支出科目 款：教育費 項：保健体育費 目：学校健康教育費

事業名 **新** 学校環境衛生設備整備費

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

教育委員会 スポーツ健康課 学校保健給食係 電話番号：058-272-1111（内 3593）
E-mail: cl7769@pref.gifu.lg.jp

（平成26年4月1日以降のこの事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

教育委員会 体育健康課 学校保健係 電話番号：058-272-1111（内 3593）
E-mail: cl7769@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,250千円（前年度予算額： 0千円）

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳							一 般 財 源
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	果 債	
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	1,250	0	0	0	0	0	0	0	1,250
決定額	1,900	0	0	0	0	0	0	0	1,900

2 要求内容

（1）要求の趣旨（現状と課題）

既存の検査機器は購入年度が平成6年度と古い。
耐用年数を大幅に過ぎているため、学校環境衛生基準に基づく検査結果の数値を正確に把握できないおそれがある。

（2）事業内容

適切に校正された検査器具を、2年間で県内5圏域の拠点校に各1台を配備し、学校間で兼用して学校環境衛生検査を行い、児童生徒が健康で安全な学校施設で学習等できるようにする。
あわせて教職員に対し検査機器の操作指導や研修を行い、学校環境衛生定期検査を円滑実施する。

（3）県負担・補助率の考え方

県立学校の環境衛生検査を行うために機器購入の費用を県が負担するのは妥当。

（4）類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
機器購入費	1,250	岐阜、関、東濃圏域のアスマン通風乾湿計等検査機器の購入
合計	1,250	

決定額の考え方

単年度で各5圏域の検査機を更新することとし、所要額を計上します。

4 参考事項

（1）各種計画での位置づけ

学校保健安全法第6条第1項の学校環境衛生基準に基づく。
学校が立案する学校保健安全計画において、学校環境衛生基準に示された学校環境衛生定期検査項目を位置付けている。

（2）後年度の財政負担

2年目（27年度）に設置する圏域（西濃、飛騨）の検査機器購入費

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）環境衛生検査に係る予算要求 例②

新規

（各課様式1）

予 算 要 求 資 料

令和7年度当初予算 支出科目 款：教育費 項：保健体育費 目：学校健康教育費

事業名 学校環境衛生設備整備費

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）
教育委員会 体育健康課 学校保健係 電話番号：058-272-1111（内8714）
E-mail：c17769@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,104 千円 （前年度予算額：494 千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	494	0	0	0	0	0	0	0	494
要求額	1,104	0	0	0	0	0	0	0	1,104
決定額	1,104	0	0	0	0	0	0	0	1,104

2 要求内容

（1）要求の趣旨（現状と課題）
学校保健安全法に位置付く学校環境衛生基準に基づく検査に必要な機器については当該が購入し、6 圏域の拠点校（岐阜商業高、大垣工業高、武義高、加茂高、東濃フロンティア高、飛騨高山高岡本校舎）に配備している。
検査機器について使用状況、経年による故障等を拠点校で実地確認し、状況を把握することともに、検査機器を定期的に更新・校正・修繕することで、適正な検査を実施する。

（2）事業内容
◆拠点校に配備した学校環境衛生検査機器に係る校正費用
◆拠点校に配備した学校環境衛生検査機器の修繕費
◆拠点校に配備した学校環境衛生検査機器の実地確認旅費
◆拠点校に配備した学校環境衛生検査機器等に係る消耗品費
◆拠点校に配備した学校環境衛生検査機器等の備品購入費

（3）県負担・補助率の考え方
県 10/10
県立学校で実施する各種検査を行うために機器の確認、消耗品費及び校正・修繕費用を県が負担するのは妥当。

（4）類似事業の有無
無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	26	
需用費	407	消耗品費368千円、修繕費39千円
役務費	147	
備品購入費	524	
合計	1,104	

決定額の考え方

4 参考事項

（1）各種計画での位置づけ
・第4次岐阜県教育振興基本計画
施策Ⅳ 「学びの多様なニーズに応える環境」の充実
2 0 将来を見据えた魅力ある学校づくりの推進

・県立学校（83校）の児童生徒の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（学校環境衛生基準）を適正に検査するために、確認及び校正を実施する必要がある。

（2）国・他県の状況

（3）後年度の財政負担
検査機器の定期的な更新及び調整（校正）・修繕に係る予算が必要である。

（4）事業主体及びその妥当性
県立学校（83校）の児童生徒の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（学校環境衛生基準）を適正に検査するために、確認及び校正を実施する必要がある。

岐阜県公式ホームページより

23

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）環境衛生検査の学校保健計画への位置付けの確認 例①

令和〇年度 学校保健年間計画例（小学校）

月	保健目標	学校保健関連行事	保 健 管 理	
			対 人 管 理	対 物 管 理
4	自分の体の発育状態や健康状態について知ろう	・定期健康診断 ・大掃除	・保健調査 ・健康観察の確認と実施・健康相談 ・健康診断の計画と実施と事後措置（身体測定・内科検診、歯科検診、視力検査、聴力検査等） ・結核検診、運動器検診の問診 ・有所見者の生活指導 ・手洗いの励行	・清掃計画配布 ・大掃除 ・飲料水等の水質及び施設・設備の検査 ・雑用水の水質及び施設・設備の検査 ・机、いすの消毒、黒板面の色彩の検査
5	運動会を元気に迎えよう	・定期健康診断 ・運動会 ・新体力テスト ・避難訓練	・健康観察の実施（強化）・健康相談 ・健康診断の実施と事後措置（結核検診、耳鼻科検診、眼科検診、尿検査等） ・有所見者の生活指導 ・運動会前の健康調査と健康管理	・照度・まぶしき、騒音レベルの検査 ・運動場の整備
6	歯を大切にしよう 梅雨時の健康に気をつけよう	・第1回学校保健委員会 ・歯と口の健康週間 ・プール開き ・心肺蘇生法	・健康観察の実施・健康相談 ・歯と口の健康の取組 ・水泳時の救急体制と健康管理 ・食中毒・感染症予防 ・熱中症予防	・水泳プールの水質及び施設・設備の衛生状態の検査
7	夏を元気に過ごそう	・個人懇談 ・大掃除	・健康観察の実施・健康相談 ・水泳時の救急体制と健康管理 ・夏休みの健康生活指導と健康管理	・換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素及び二酸化窒素の検査 ・ネズミ、衛生害虫等の検査 ・水泳プールの水質検査 ・揮発性有機化合物の検査 ・ダニ又はダニアレルゲンの検査 ・清掃用具の点検・整備
8 9	生活リズムを整えよう	・身長・体重測定 ・プール納め ・避難訓練 ・修学旅行6年	・健康観察の実施（強化）・健康相談 ・夏休みの健康調査 ・疾病治療状況の把握 ・修学旅行前の健康調査と健康管理 ・手洗いの励行	・日常点検の励行

保健主事のための実務ハンドブックー令和2年度改訂ー付録（公益財団法人日本学校保健会）に一部加筆

24

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）環境衛生検査の学校保健計画への位置付けの確認 例①

10	目を大切にしよう	・目の愛護デー ・視力検査 ・就学時の健康診断 ・宿泊学習5年	・健康観察の実施・健康相談 ・目の健康について ・正しい姿勢について ・就学時の健康診断の協力 ・宿泊前の健康調査と健康管理	・照度、まぶしさ、騒音レベルの検査 ・雑用水の水質及び施設・設備の検査
11	寒さに負けない体をつくろう	・第2回学校保健委員会 ・いい菌の日	・健康観察の実施・健康相談 ・屋外運動の奨励と運動後の汗の始末 ・かぜやインフルエンザの予防 ・歯と口の健康の取組	
12	室内の換気に注意しよう	・健康相談 ・個人懇談 ・大掃除	・健康観察の実施・健康相談 ・かぜの罹患状況把握 ・室内の換気及び手洗いの励行 ・冬休みの健康生活指導と健康管理	・大掃除の実施の検査
1	外で元気に遊ぼう	・身長・体重測定 ・避難訓練	・健康観察の実施（強化）・健康相談 ・冬休みの健康調査 ・屋外運動の奨励と運動後の汗の始末 ・かぜの罹患状況把握 ・疾病治療状況の把握	・日常点検の励行 ・換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素及び二酸化窒素の検査 ・雨水の排水溝等、排水の施設・設備の検査 ・ストーブ管理
2	かぜをひかないように健康管理をしよう	・第3回学校保健委員会 ・新入生説明会、一日入学	・健康観察の実施・健康相談 ・屋外運動の奨励 ・かぜの罹患状況把握 ・室内の換気及び手洗いの励行	・ストーブ管理
3	健康生活の反省をしよう	・耳の日 ・大掃除	・健康観察の実施 ・一年間の健康生活の反省 ・春休みの健康生活指導と健康管理 ・新年度の計画	・保健室の整備 ・大掃除 ・学校環境衛生検査結果等のまとめと次年度への課題整理 ・清掃用具の点検・整備

保健主事のための実務ハンドブックー令和2年度改訂ー付録（公益財団法人日本学校保健会）に一部加筆

25

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）環境衛生検査の学校保健計画への位置付けの確認 例①

学校保健計画の照度の記載例



月	保健管理 対物管理
4	
5	
6	照度
7	
8	
9	
10	
11	
12	
1	
2	
3	



月	保健管理 対物管理
4	
5	
6	照度
7	
8	
9	
10	
11	
12	照度
1	
2	
3	

学校環境衛生基準では照度の検査回数は2回となっており、2回分の記載が必要

26

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）環境衛生検査の学校保健計画への位置付けの確認 例②

学校環境衛生検査状況チェック表			
令和 年 月 日			
1 定期検査			
(1) 学校保健計画において学校環境衛生定期検査が位置付けられているか。 適・不適			
大項目	項目	法定回数	検査計画月
換気及び保温等	換気	2回	
	温度	2回	
	相対湿度	2回	
	浮遊粉じん	原則、2回(※1)	
	気流	原則、2回(※1)	
	一酸化炭素	原則、2回(※2)	
	二酸化窒素	原則、2回(※2)	
	揮発性有機化合物	原則、1回(※3)	
採光及び照明	ダニ又はダニアレルゲン	1回(※4)	
	照度	2回	
騒音	騒音レベル	原則、2回	
	水質(飲料水等)	(※5)	
施設・設備(飲料水等)	施設・設備(飲料水等)	(※6)	
	学校の清潔	大掃除	3回
雨水の排水溝等		1回	
排水の施設・設備		1回	
ネズミ、衛生害虫等	ネズミ、衛生害虫等	1回	
	教室等の備品の管理	黒板面の色彩	1回
水質(プール水)	水質(プール水)	(※7、8)	
	施設・設備の衛生状態(プール水)	施設・設備の衛生状態(プール水)	1回
(2) 学校環境衛生定期検査を実施しているか。 適・不適			
大項目	項目	法定回数	実施回数
	換気	2回	

2 日常点検			
(1) 学校保健計画において学校環境衛生日常点検が位置付けられているか。 適・不適			
(2) 学校環境衛生日常点検を実施しているか。 適・不適			
大項目	項目	法定回数	実施状況
教室等の環境	換気		毎授業日
	温度		
	明るさとまぶしさ		
	騒音		
水質及び施設・設備(飲料水等)	飲料水の水質		毎授業日
	雑用水の水質		
学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等	飲料水等の施設・設備		毎授業日
	学校の清潔		
水泳プールの管理	ネズミ、衛生害虫等		毎授業日
	プール水等		
(3) 学校環境衛生日常点検結果を3年間保存しているか。 適・不適			
3 臨時検査			
臨時検査を実施したか。 有・無			
(実施した場合は、検査項目)			
4 図面等			
検査に必要な施設・設備等の図面等が保存されているか。 有・無			
(※1) 冷暖房機や空調機を使用している場合 (※2) 燃焼器具を使用していない場合は省略できる (※3) 温度が高い時期 (※4) 温度及び湿度が高い時期 (※5) 水道水を水源とする飲料水(専用水道を除く)は1回、専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水は水道法施行規則に規定する回数、専用水道(水道水を水源とする場合を除く)及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水は1回、雑用水は2回 (※6) 飲料水(水道水源)は1回、飲料水(井戸水源)は2回、雑用水は原則2回 (※7) 総トリハロメタンは使用中に1回、循環ろ過装置の処理水は1回、その他は使用日の換算が30日以内ごとに1回 (※8) 総トリハロメタンの検査は、プール水を1週間に1回以上全換水する場合は、検査を省略することができる。			
確認者所属			
確認者氏名			

岐阜県公式ホームページより、一部改変

掲載URL: <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/2640.html>

27

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）環境衛生検査の学校保健計画への位置付けの確認 例②

学校保健計画のチェック表の使用例

学校保健計画例

学校環境衛生検査状況チェック表				月	保健管理 対物管理
令和 年 月 日					
1 定期検査				4	
1) 学校保健計画において学校環境衛生定期検査が位置付けられているか。				5	
				6	
大項目	項目	法定回数	検査計画月	7	相対湿度
換気及び保温等	換気	2回		8	
	温度	2回			
	相対湿度	2回	7 不適		
	浮遊粉じん	原則、2回(※1)			
	気流	原則、2回(※1)			
一酸化炭素	原則、2回(※2)				
学校保健計画の見直し完了				11	
学校保健計画の修正が必要				12	
				1	相対湿度
				2	
				3	

28

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）環境衛生検査の学校保健計画への位置付けの確認 例③

< 参考 1 - 4 >

学校環境衛生活動の一年間（例）

月	活動内容（主に定期検査）
4 月	・学校保健計画の確認及び修正
5 月	・黒板面の色彩の検査
6 月	・照度、まぶしさ、騒音レベルの検査
7 月	・飲料水等の水質及び施設・設備の検査
8 月	・水泳プールの水質及び施設・設備の衛生状態の検査
9 月	・雑用水の水質及び施設・設備の検査
10 月	・一酸化炭素及び二酸化窒素の検査
11 月	・換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん及び気流の検査
12 月	・ネズミ、衛生害虫等の検査
1 月	・水泳プールの水質の検査
2 月	・大掃除の実施の検査
3 月	・揮発性有機化合物の検査
4 月	・ダニ又はダニアレルゲンの検査
5 月	・照度、まぶしさ、騒音レベルの検査
6 月	・雑用水の水質及び施設・設備の検査
7 月	・大掃除の実施の検査
8 月	・換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素及び二酸化窒素の検査
9 月	・大掃除の実施の検査
10 月	・雨水の排水溝等、排水の施設・設備の検査
11 月	・学校保健委員会（定期検査の報告及び評価）
12 月	・学校保健計画案の作成（学校環境衛生活動に関する計画立案）

学校環境衛生管理マニュアル「学校環境衛生基準」の理論と実践[平成30年度改訂版]（文部科学省）

29

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（2）学校環境衛生基準（揮発性有機化合物）

新規

（学校環境衛生基準）

検査項目		基準
換気及び保温等	(8) 揮発性有機化合物	
	ア. ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
	イ. トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
	ウ. キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
	エ. パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
	オ. エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
	カ. スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

30

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（2）学校環境衛生基準（揮発性有機化合物）

新規

（学校環境衛生基準）

検査項目ごとに、方法欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査を行うものとする。

検査項目		方法	検査回数
換気 及び 保温 等	(8) 揮発性有機化合物	揮発性有機化合物の採取は、教室等内の温度が高い時期に行い、吸引方式では30分間で2回以上、拡散方式では8時間以上行う。	
	ア. ホルムアルデヒド	ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着／溶媒抽出法により採取し、高速液体クロマトグラフ法により測定する。	毎学年1回
	イ. トルエン	固相吸着／溶媒抽出法、固相吸着／加熱脱着法、 容器採取法 のいずれかの方法により採取し、ガスクロマトグラフー質量分析法により測定する。	
	ウ. キシレン		
	エ. パラジクロロベンゼン		
	オ. エチルベンゼン		
	カ. スチレン		
備考			
二 検査項目（8）については、普通教室、音楽室、図工室、コンピュータ教室、体育館等必要と認める教室において検査を行う。			
検査項目（8）ウ～カについては、必要と認める場合に検査を行う。			
検査項目（8）については、児童生徒等がいない教室等において、30分以上換気の後5時間以上密閉してから採取し、ホルムアルデヒドにあっては高速液体クロマトグラフ法により、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンにあってはガスクロマトグラフー質量分析法により測定した場合に限り、その結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。			

31

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（2）学校環境衛生基準（揮発性有機化合物）の今後の改正予定

新規

1. 文部科学省においては、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第六条第一項の規定に基づき、「学校環境衛生基準（令和六年文部科学省告示第五十四号）」を定めているところですが、**室内空气中化学物質の室内濃度指針値の改定及び標準的測定方法の見直しを踏まえ、令和8年4月頃に、「学校環境衛生基準」における揮発性有機化合物の基準値及び検査方法等を見直すことを検討**しています。

2. 「学校環境衛生基準」における揮発性有機化合物の基準値を見直す予定であることも踏まえ、別添のとおり、**令和8年3月末を目標に、エチルベンゼンの新室内濃度指針値に対応するための取組を進めていただくよう、ご協力をお願いします。**

「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について（依頼）」（令和7年2月21日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課連名事務連絡）抜粋



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

32

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（2）学校環境衛生基準（揮発性有機化合物）の今後の改正予定

新規

1. 室内空气中化学物質の室内濃度指針値等について

今般、最新の知見に基づいてエチルベンゼンの有害性評価を実施し、エチルベンゼンの室内濃度指針値を $3,800\mu\text{g}/\text{m}^3$ から $370\mu\text{g}/\text{m}^3$ に改定したので、他の室内濃度指針値を定めた物質とともに次表に示す。なお、エチルベンゼンの有害性評価の詳細は別添に示すとおりである。

室内濃度指針値は公衆衛生の観点から、化学物質の不必要な暴露を低減させ、それらが健康影響の危惧を起こすことなく安全かつ適正に使用されるようにすることを目的に、関係者がシックハウス対策に取り組むにあたって参考にしていただきたい値として策定しているものである。令和8年3月末を目標に、エチルベンゼンの新室内濃度指針値に対応するための取組を進めていただくよう、関係者各位のご協力をお願いするものである。

2. 室内空气中化学物質の標準的測定方法について

（略）

なお、本通知の発出に伴い、本通知の発出の日以降、平成12年第1093号通知、平成12年第1852号通知及び平成13年通知に示すVOCの標準的測定方法のうち、容器採取－ガスクロマトグラフ／質量分析法は適用しないこととする。ただし、本通知の発出の日から令和8年3月31日までの間における室内空气中化学物質の標準的測定方法についてはなお従前の例によることができる。

「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」（医薬発0117第1号令和7年1月17日付け厚生労働省医薬局長通知）抜粋

1 本試験法の内容は原則として、これまで示していたものと同様であるが、サンプリング・分析機器等の技術進展に応じた現状も踏まえ以下の点について改訂を行ったものである。

（2）揮発性有機化合物（VOC）の測定方法のうち、「容器採取－ガスクロマトグラフ／質量分析法」について、本法は一般的に大気中VOCの採取に使用される方法であり、室内空気の採取法としては適当ではないことから削除した。

「室内空气中化学物質の測定マニュアル（統合版）について」（医薬薬審発0117第4号令和7年1月17日付け厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）抜粋

33

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（2）学校環境衛生基準（飲料水等の水質）

新規

（学校環境衛生基準）

	検査項目	基準	検査回数	備考
水質	(1)水道水を水源とする飲料水（専用水道を除く。）の水質			
	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度、遊離残留塩素	水質基準（厚生労働省令）等による	毎学年1回	貯水槽がある場合には、その系統ごとに検査する。
	(2)専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質			
	専用水道が実施すべき水質検査の項目、遊離残留塩素	水質基準（厚生労働省令）等による	専用水道が実施すべき水質検査の回数	
	(3)専用水道（水道水を水源とする場合を除く。）及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質			
	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度	水質基準（厚生労働省令）による	毎学年1回	
	(4)雑用水の水質			
	pH値、臭気、外観、大腸菌、遊離残留塩素	pH値：5.8以上8.6以下であること。 臭気：以上でないこと。 外観：ほとんど無色透明であること。 大腸菌：検出されないこと。 遊離残留塩素：0.1 mg/L（結合残留塩素の場合は0.4 mg/L）以上であること。	毎学年2回	

34

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（2）学校環境衛生基準（飲料水等の施設・設備）

新規

（学校環境衛生基準）

	検査項目	基準	検査回数
施設・設備	(5)飲料水に関する施設・設備		
	給水源の種類	上水道、簡易水道、専用水道、簡易専用水道及び井戸その他の別を調べる。	水道水を水源とする場合：毎学年1回
	維持管理状況等	(ア)配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備は、外部からの汚染を受けないように管理されていること。また、機能は適切に維持されていること。 (イ)給水栓は吐水口空間が確保されていること。 (ロ)井戸その他を給水源とする場合は、汚水等が浸透、流入せず、雨水又は異物等が入らないように適切に管理されていること。 (ハ)故障、破損、老朽又は漏水等の箇所がないこと。 (ニ)塩素消毒設備又は浄化設備を設置している場合は、その機能が適切に維持されていること。	
	貯水槽の清潔状態	貯水槽の清掃は、定期的に行われていること。	井戸水等を水源とする場合：毎学年2回
	(6)雑用水に関する施設・設備	(ア)水管には、雨水等雑用水であることを表示していること。 (イ)水栓を設ける場合は、誤飲防止の構造が維持され、飲用不可である旨表示していること。 (ロ)飲料水による補給を行う場合は、逆流防止の構造が維持されていること。 (ハ)貯水槽は、破損等により外部からの汚染を受けず、その内部は清潔であること。 (ニ)水管は、漏水等の異常が認められないこと。	毎学年2回



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

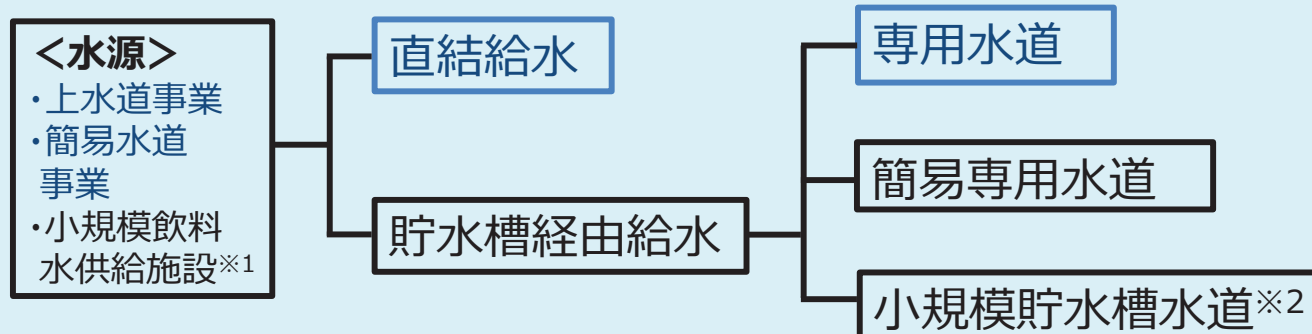
35

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

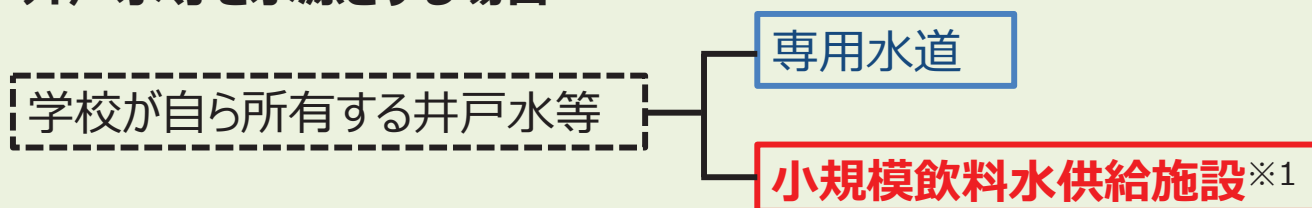
（2）学校環境衛生基準における飲料水等の水質等の定期検査に係る分類

新規

水道水を水源とする場合



井戸水等を水源とする場合



※1 上水道、簡易水道、専用水道に該当しない井戸水等を水源とする給水人口 100人以下の水道

※2 専用水道、簡易専用水道に該当しない貯水槽水道

36

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（2）現在のPFOS及びPFOAの水質管理の必要性

新規

第3 水質管理目標設定項目に係る留意事項について

1 基本的考え方

- （1）水質管理目標設定項目は、浄水中で一定の検出の実績はあるが、毒性の評価が暫定的であるため水質基準とされなかったもの、又は、現在まで浄水中では水質基準とする必要があるような濃度で検出されてはいないが、今後、当該濃度を超過して浄水中で検出される可能性があるもの等水質管理上留意すべきものであること。このため、水質管理目標設定項目については、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水道事業者等において水質基準に係る検査に準じた検査等の実施に努め、水質管理に活用されたいこと。（略）
- （2）なお、水質管理上、着目すべき水質管理項目を以下のとおり水源の種別等ごとにまとめたので、参考に使いたいこと。
 - イ 水源が湖沼等停滞性の水域である場合に着目すべき項目
アンチモン及びその化合物、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、農薬類、（中略）、**ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）**
 - ロ 水源が河川水である場合に着目すべき項目
上記イに掲げる項目、ウラン及びその化合物
 - ハ 水源が地下水である場合に着目すべき項目
上記ロに掲げる項目、1, 2-ジクロロエタン、トルエン、メチル-tert-ブチルエーテル、1, 1-ジクロロエチレン

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第1010001号厚生労働省健康局水道課長通知 最終改正 令和7年3月26日付け環水大管発第2503266～2503269号）抜粋

37

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（2）PFOS等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等

新規

1 使用済活性炭の適切な保管について

使用済活性炭を長期間にわたって野積みし、保管容器の外装が破損したまま放置するなど、不適切な管理が行われた場合、活性炭に吸着したPFOS等が溶出し、環境中への流出による汚染を生じさせるおそれがある。**事業場等において使用済活性炭を長期間保管する場合には、屋内で保管する又は雨水等が当たらないよう保管すること、定期的に保管状況を確認することなど、環境中へのPFOS等の流出による汚染を生じさせないように保管すること。**

また、**廃棄物となった使用済活性炭を保管する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条に規定する処理基準及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条に規定する保管基準に基づき、飛散・流出防止措置を講ずるなど、適切に管理するとともに、以下の2に従って速やかに処理すること。**

なお、保管中の使用済活性炭に吸着したPFOS等が溶出し、環境中への流出による汚染を生じさせるおそれがある事案が発生した場合には、関係自治体においてPFOS等の環境中への流出の実態を的確に把握する観点から、保管者は関係自治体に対して情報を共有することが望ましいこと。

2～3（略）

「PFOS等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等について」（令和7年3月26日付け環水大管発第25032611号、環境省令第2503261号環境省水・大気環境局環境管理課長、環境再生・資源循環局廃棄物規制課長連名通知）抜粋

38

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（2）PFOS及びPFOAの学校環境衛生基準（飲料水の水質）への影響

新規

水道水におけるPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）の取扱いについて、水質管理目標設定項目から水質基準項目への見直しが予定されており、専用水道が実施すべき水質検査の項目の見直しも予定されている。

これに伴い、学校環境衛生基準第2の飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準（2）「**専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質**」の検査項目に、PFOS及びPFOAが追加になる予定である。

2 改正概要

（1）水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）

水道により供給される水が適合すべき水質基準に、PFOS及びPFOAを追加する。

また、当該基準値については、PFOS及びPFOAの量の和として0.00005mg/L（50ng/L）以下とする。

4 施行期日等

○施行日：令和8年4月1日

「水質基準に関する省令及び水道法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）」（令和7年2月環境省水・大気環境局）抜粋



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

39

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（3）いわゆる「化学物質過敏症」への対応等



第4章 いわゆる「化学物質過敏症」を有する 児童生徒等に対する個別対応の基本的な考え方

極微量の化学物質に反応するいわゆる「化学物質過敏症」を有する児童生徒等の学習環境を確保するためには、その重症度によっては児童生徒等及びその保護者や担任教員等の個人レベルでは対応に困難な場合があり、学校全体や教育委員会等の組織だった連携が必要になることもあります。

したがって、いわゆる「化学物質過敏症」の児童生徒等の個別対応については、専門医の診断や意見等を参考に学校及び教育委員会等と保護者がよく協議し、配慮すべき事項を明確にすることが大切です。学校及び教育委員会等においては、重症度等を考慮した基本的な個別対応策を立案しておくことが望まれます。

掲載URL:

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1315519.htm



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

40

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（3）いわゆる「化学物質過敏症」への対応等

2 いわゆる「化学物質過敏症」とみられる児童生徒等への対応

（1）症状及び原因関連因子の把握

学校内において児童生徒等が過敏に反応する化学物質を把握するためには、症状が出るまでの当該児童生徒等の行動範囲や接触物について養護教諭及び学級担任が経過観察することも有効であると思われます。その結果を管理職・学校医・主治医に報告できるように記録を取ることで以後の対策に役立つと考えられます。

いわゆる「化学物質過敏症」は、その症状や原因物質が一人一人異なり、重篤な症状を呈する場合もあることから、当該児童生徒等の主治医及び学校医の指導の基に危機管理も含めた個別の健康管理計画を作成することも有効であると考えられます。

（2）原因物質と考えられるもの

（3）重症度に応じた対応

（4）保護者との協力体制

いわゆる「化学物質過敏症」を有する児童生徒等への対応は、その重症度により異なります。したがって、保護者に対しては、学級担任等で対応できること及びできないこと、学校全体として取り組めること及びできないこと、並びに転校や訪問教育等の教育委員会の関与が必要なことを可能な限り明確に伝えることが大切です。そのためには、症状が軽度であっても学級担任等のみが対応するのではなく、学校全体の問題としてとらえ管理者である校長及び養護教諭等とともに対応することが望まれます。

一方、学校は、いわゆる「化学物質過敏症」を有する児童生徒等に対する適切な支援活動を立案・実施するためには保護者から十分な情報提供を受ける等、相互の協力体制を構築することが大切です。

特に以下の情報について確認することが望まれます。

- 当該児童生徒等の発症時の症状とその経過、症状が出たときの処置及び対処方法、原因物質と考えられるもの、主治医の連絡先等について情報を得ておくことが大切です。
- 当該児童生徒等が学校において症状が認められた場合には、保護者とすぐに連絡が取れる体制を整えておく必要があります。特に児童生徒等を病院に搬入する場合には、保護者の了解と協力を仰ぐことも必要となります。
- 支援活動について協議の場を設け、保護者の希望を十分確認してください。内容によっては教育委員会等に相談し検討することが必要となります。
- 校外行事等の特別活動において原因物質に接触することが予想される場合は、事前に現地の様子を調査し、保護者・主治医・学校医等と共にその対応策を検討し、引率者に周知することが必要です。また、必要に応じ現地の下見に保護者の同伴を依頼することも大切です。

41

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（3）いわゆる「化学物質過敏症」への対応等

○ 教育委員会における対応（例）

- ✓ マニュアルやリーフレットの作成、配布
- ✓ 域内の市町村教育委員会への周知
- ✓ 教職員に対する研修の実施

○ 学校における個別の対応（例）

- ✓ 換気扇が設置された教室に配属
- ✓ 発症時の避難場所の確保
- ✓ 教室のワックスの使用を廃止
- ✓ 教科書のインク等の揮発時間を確保するための教科書の早期配布



1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（3）いわゆる「香害」への対応

事務連絡
令和5年7月14日



各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「その香り困っている人もいます」ポスター公表について

標記の件について、令和5年7月11日付け消安全第260号で消費者庁消費者安全課から、別添のとおり周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

掲載URL:

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/assets/consumer_safety_cms205_230711_01.pdf



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

43

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（3）学校環境衛生活動を生かした保健教育

更新



第1章 本書集作成の意図

第2章 学校環境衛生に係る
保健管理と保健教育

- I 保健管理
- II 保健教育
- III 保健管理の視点を保健教育に生かす

第3章 実践事例

第4章 参考資料

掲載URL:

<https://www.gak.kohoken.jp/books/archives/157>



(例)



身体環境に対する
適応能力・至適範囲

明るさについて、視作業を行う際により、物がよく見え、目が疲労しにくい至適範囲があること、その範囲は、学習や作業などの種類により異なることを理解できるようにする。

定期の環境衛生
検査の教室内の
明るさの結果の
提示

保健管理

日頃は感覚的にしか意識
していないことについて定
量的に認識



机上などの作業面の明るさは姿勢によって変化するなど、よりよい環境への気づきへとつなげることができる

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（3）学校における水泳プールの保健衛生管理



掲載URL:
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/202>



- 第1章 学校における水泳プールの
健康衛生管理の必要性
- 第2章 水泳のための健康管理
- 第3章 水泳プールに関連する疾病
- 第4章 水泳プールの水質管理
- 第5章 水泳プールの施設・設備
管理



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

45

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

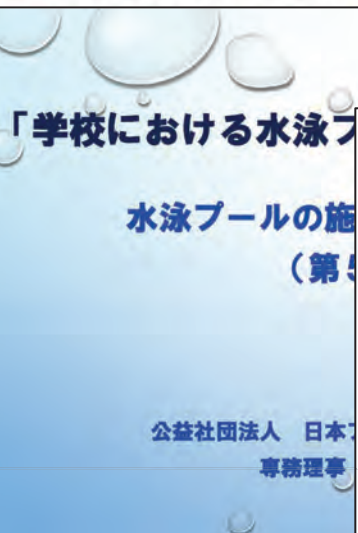
（3）「学校における水泳プールの保健衛生管理」研修会

更新

講習会名：令和 7 年度「学校における水泳プールの保健衛生管理」研修会
主 催：公益財団法人日本学校保健会
開催方法：オンデマンド配信
配信期間：令和 7 年 5 月 19 日（月）～ 8 月 29 日（金）

学校におけるプールに関する保健衛生管理研修会

学校プール
知っ



学校におけるプールに関する
保健衛生管理研修会

星槎学園中等部大宮校 山下誠二



掲載URL:
<https://www.gakkohoken.jp/news/archives/163>



46

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施
 - （1）環境衛生検査の徹底
 - （2）学校環境衛生基準の改正等
 - （3）その他関係資料
2. 薬物乱用防止教育の推進
 - （1）近年問題となっている薬物
 - （2）薬物乱用防止教育の内容・薬物乱用防止教室の充実強化
3. その他



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

47

2. 薬物乱用防止教育の推進

更新

（1）精神科病院を受診した薬物依存症患者の主たる使用薬物（1年以内に使用あり）

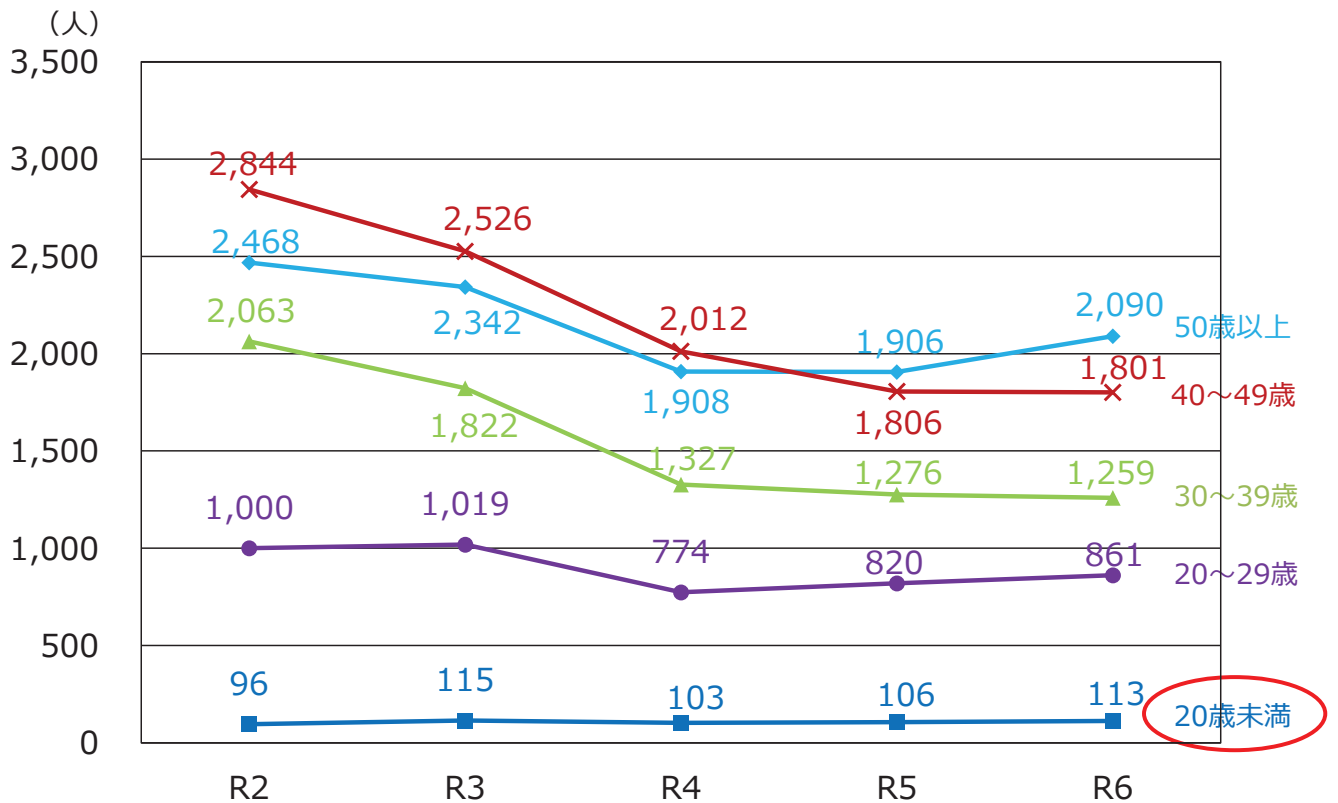
		患者数	%
主たる薬物	覚せい剤	304	28.0
	揮発性溶剤	28	2.3
	大麻	105	8.6
	コカイン	5	0.4
	ヘロイン	1	0.1
	MDMA	7	0.6
	MDMA以外の幻覚剤	7	0.6
	危険ドラッグ類	10	0.8
	睡眠薬・抗不安薬	276	22.6
	鎮痛薬（処方非オピオイド系）	3	0.2
	鎮痛薬（処方オピオイド系：弱オピオイド含む）	10	0.8
	市販薬（鎮咳薬・感冒薬・鎮痛薬・睡眠薬など）	312	25.6
	ADHD治療薬	3	0.2
	その他	8	0.7
	多剤	104	8.5

嶋根卓也,他：令和6年度厚生労働行政推進調査事業費補助金医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業「薬物乱用・依存状況の実態把握のための全国調査と近年の動向を踏まえた大麻等の乱用に関する研究」

2. 薬物乱用防止教育の推進

(1) 覚醒剤事犯年齢別検挙人員の年次推移

更新



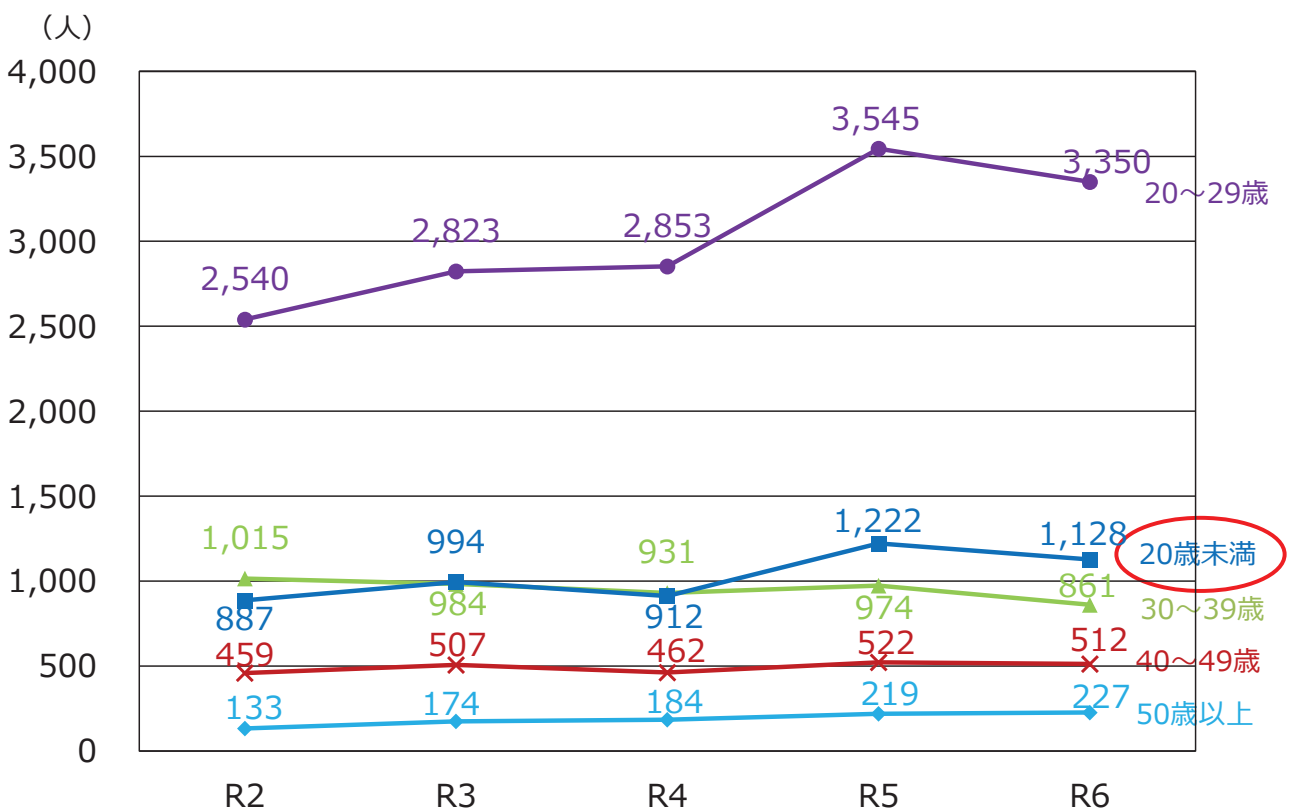
令和6年における組織犯罪の情勢（令和7年4月警察庁組織犯罪対策部）

49

2. 薬物乱用防止教育の推進

(1) 大麻事犯年齢別検挙人員の年次推移

更新



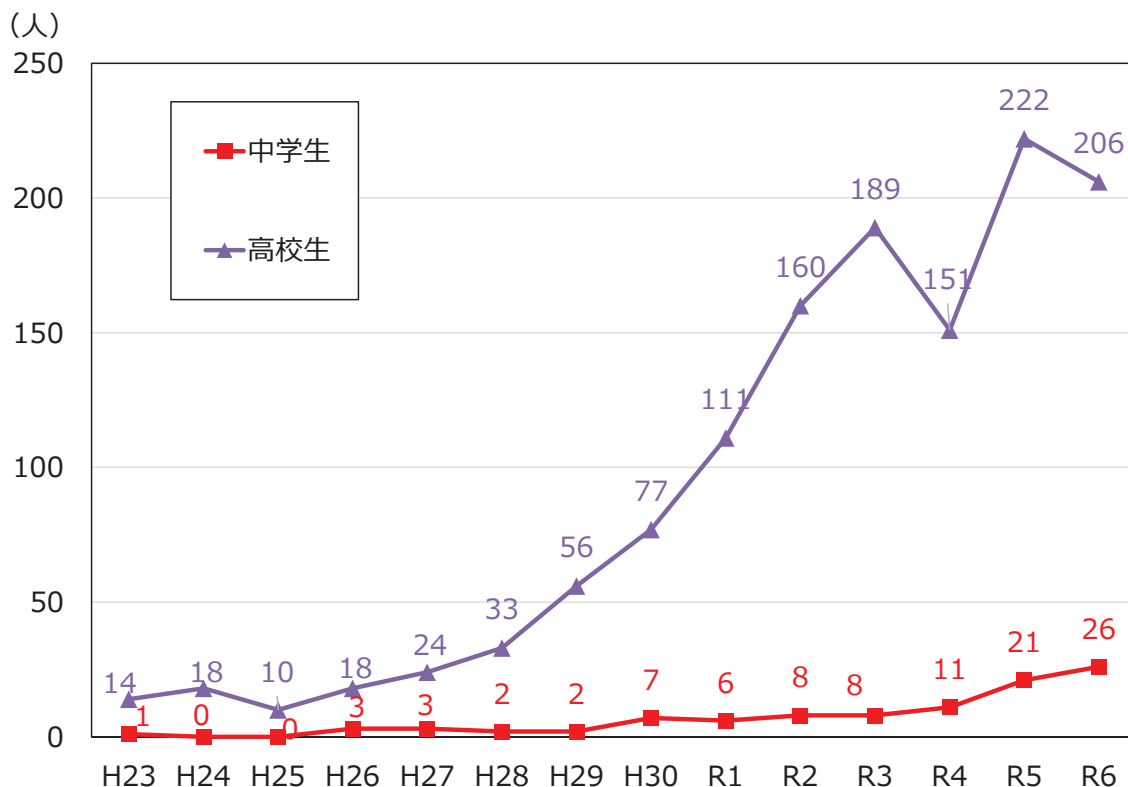
令和6年における組織犯罪の情勢（令和7年4月警察庁組織犯罪対策部）

50

2. 薬物乱用防止教育の推進

(1) 中学生・高校生の大麻検挙人員の年次推移

更新



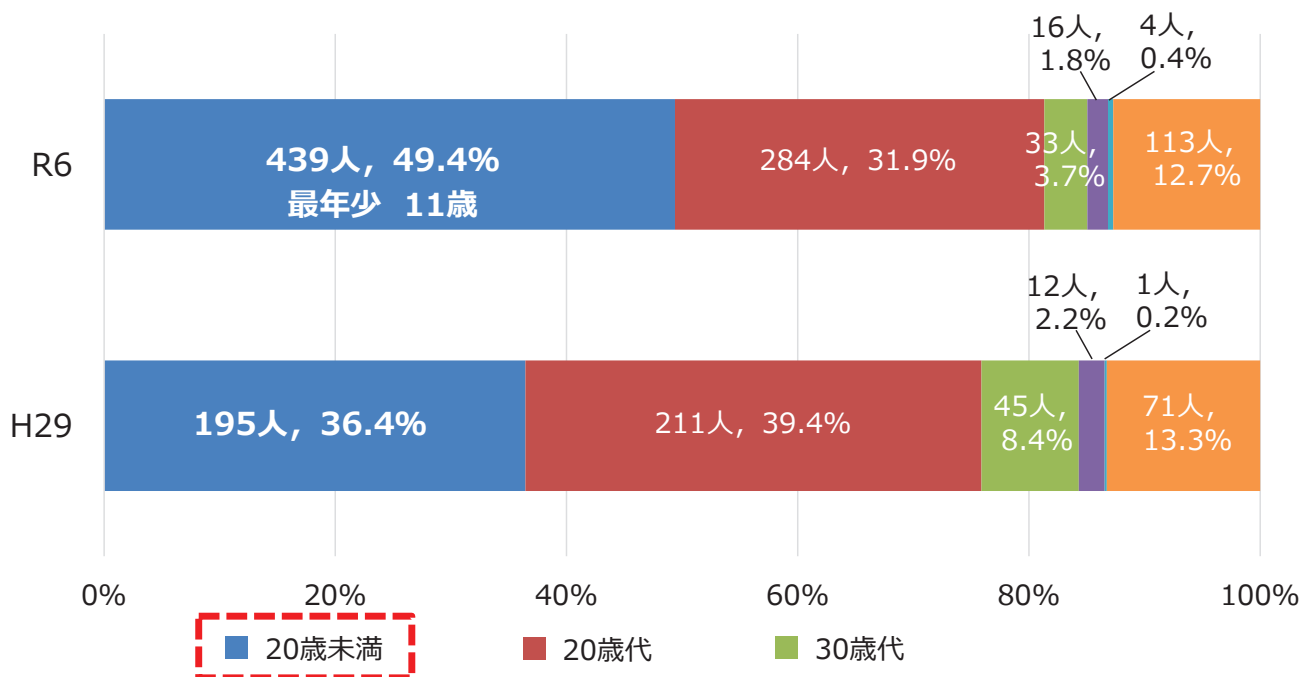
令和6年における組織犯罪の情勢（令和7年4月警察庁組織犯罪対策部）、
平成26年の薬物・銃器情勢（平成27年3月警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課）より作成

51

2. 薬物乱用防止教育の推進

(1) 大麻を初めて使用した年齢

新規



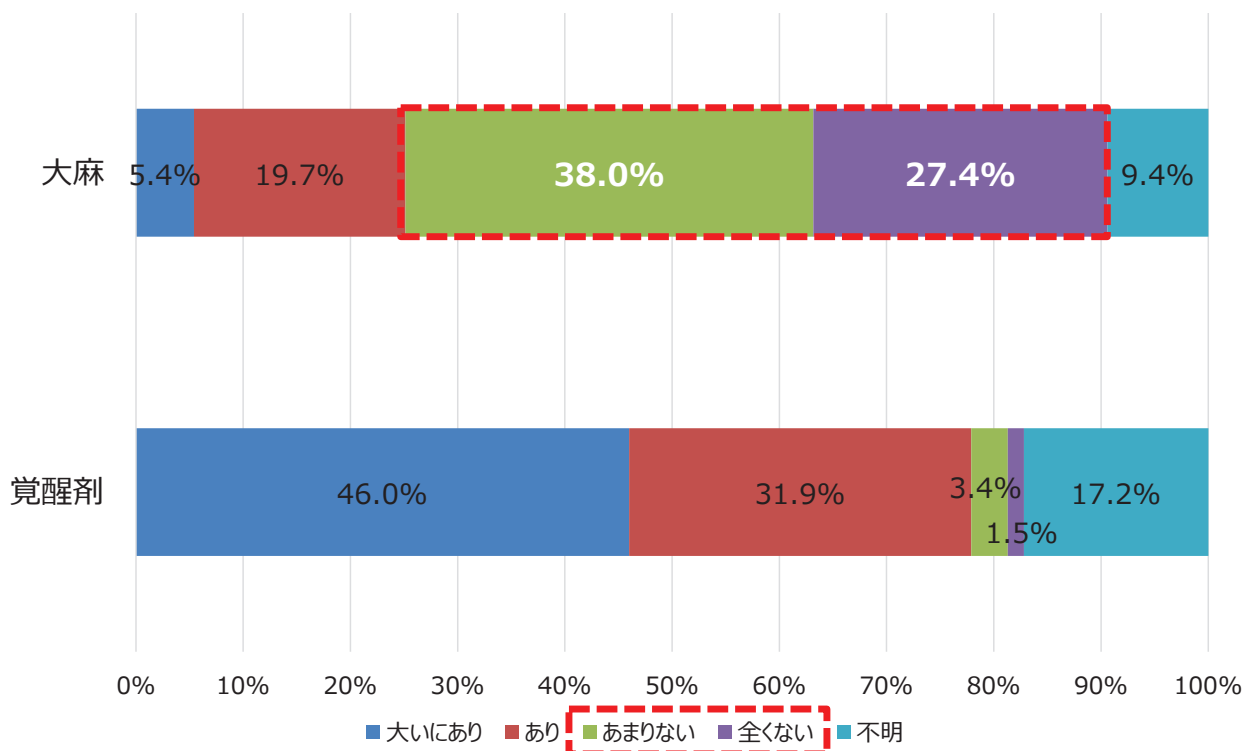
※令和6年10月から11月までの間に大麻取締法違反（単純所持）で検挙された者のうち、889人分と、
平成29年10月から11月までの間に大麻取締法違反（単純所持）で検挙された者のうち、535人分
について比較したデータ

令和6年における組織犯罪の情勢（令和7年4月警察庁組織犯罪対策部）

52

2. 薬物乱用防止教育の推進

(1) 大麻及び覚醒剤に対する危険（有害）性の認識の比較

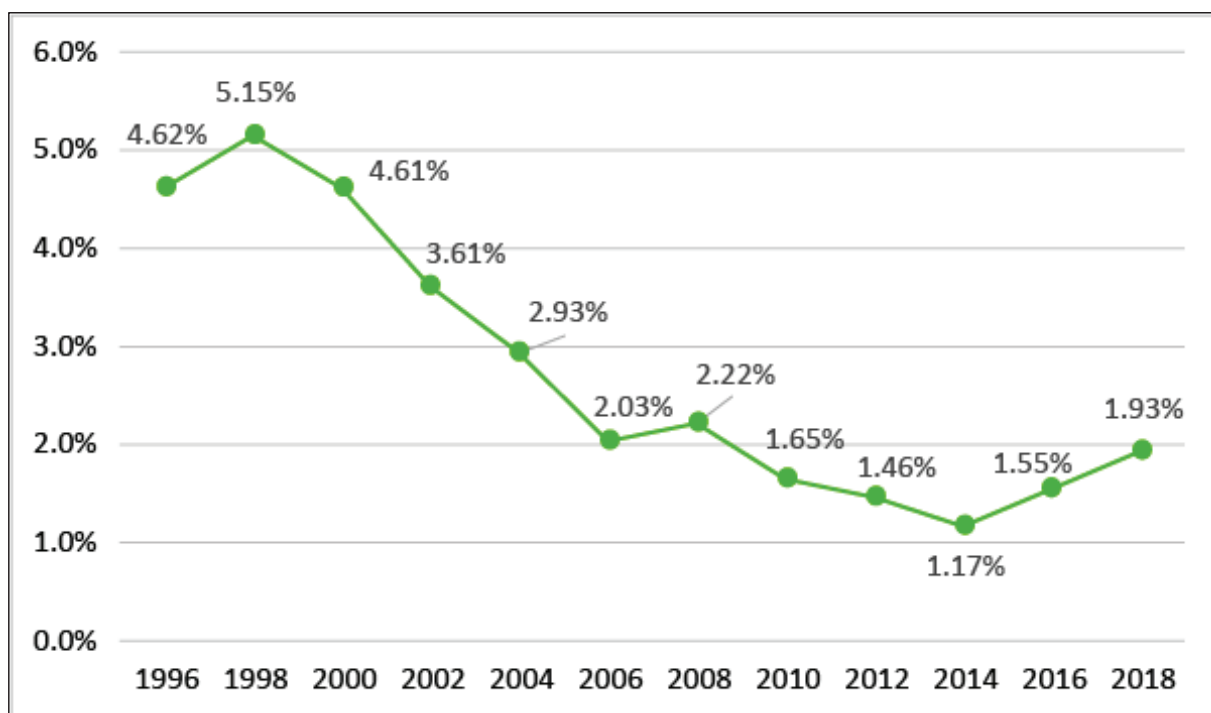


令和6年における組織犯罪の情勢（令和7年4月警察庁組織犯罪対策部）

53

2. 薬物乱用防止教育の推進

(1) 大麻の使用を容認する考えを持つ中学生



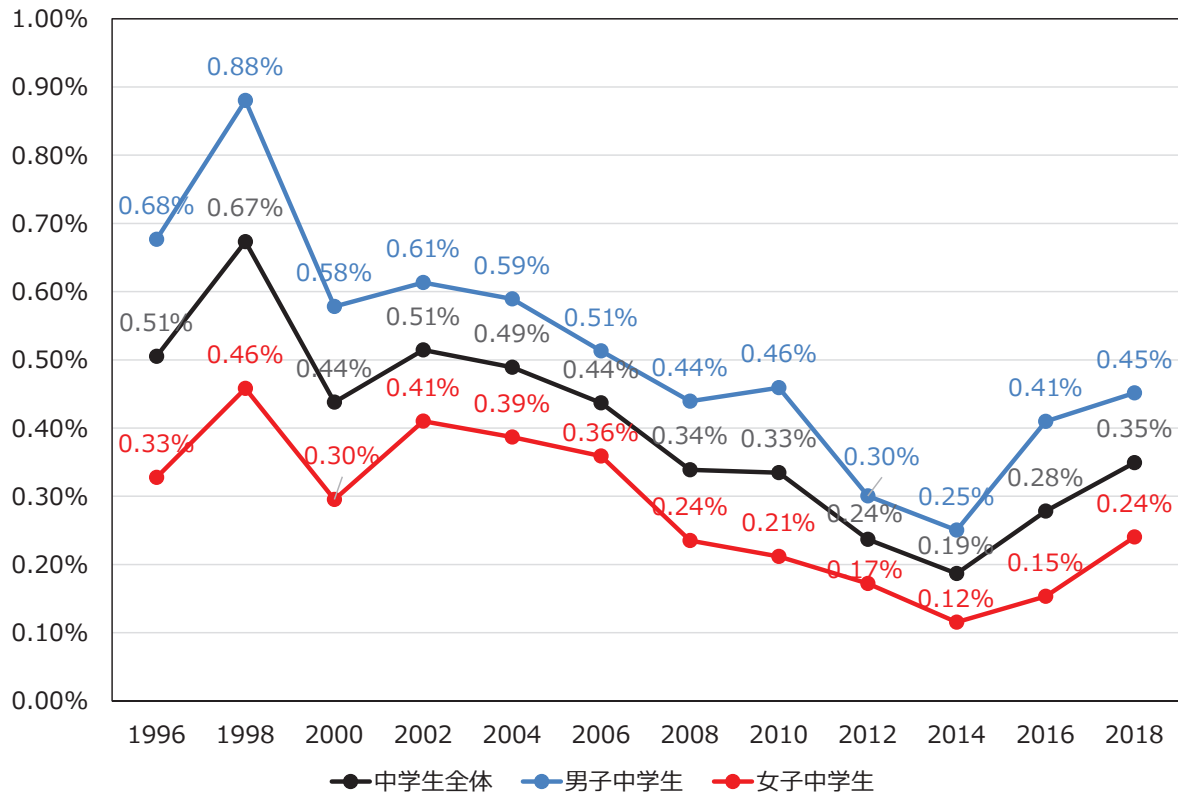
※使用を容認する考え：「使うべきではない」、「少々ならいい」、「まったく構わない」の選択肢のうち、「少々ならいい」、「まったく構わない」の回答の合計値

青少年の飲酒・喫煙・薬物乱用に関する全国学校調査（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター）

54

2. 薬物乱用防止教育の推進

(1) 中学生の大麻の生涯経験率



青少年の飲酒・喫煙・薬物乱用に関する全国学校調査（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター）

55

2. 薬物乱用防止教育の推進

(1) 大麻に関する法令の改正

更新

施行前

大麻の使用は処罰されない

大麻取締法

- ・大麻の取扱いを規制
- ・**大麻のみだりな栽培・所持・譲受を処罰**

「大麻」

- ・大麻草
- ・大麻草の製品

※成熟した茎、種子、その製品（成熟した茎の樹脂除く）を除く

大麻に含まれる主な成分

THC・・・幻覚等の精神作用を示す成分

麻薬及び向精神薬取締法等

- ・麻薬等の製造、譲り渡し等の取締り
- ・化学合成されたTHCの研究等以外での**施用・所持・譲受を処罰**

「麻薬」（大麻関係）

- ・ $\Delta 8$ -テトラヒドロカンナビナル（THC）
（化学合成に限る。）
- ・ $\Delta 9$ -テトラヒドロカンナビナル（THC）
（化学合成に限る。）

大麻草の栽培規制



・THCの規制を一元化

・大麻草由来のTHCの使用を規制



現在

大麻の使用も処罰される

大麻草の栽培の規制に関する法律

- ・大麻草の栽培を規制
- ・大麻草のみだりな栽培を処罰
- ・大麻草の種子の譲り渡し・輸入の取扱い

麻薬及び向精神薬取締法等

- ・麻薬等の製造、譲り渡し等の取締り
- ・THCの研究等以外での**施用・所持・譲受を処罰**

「麻薬」（大麻関係）

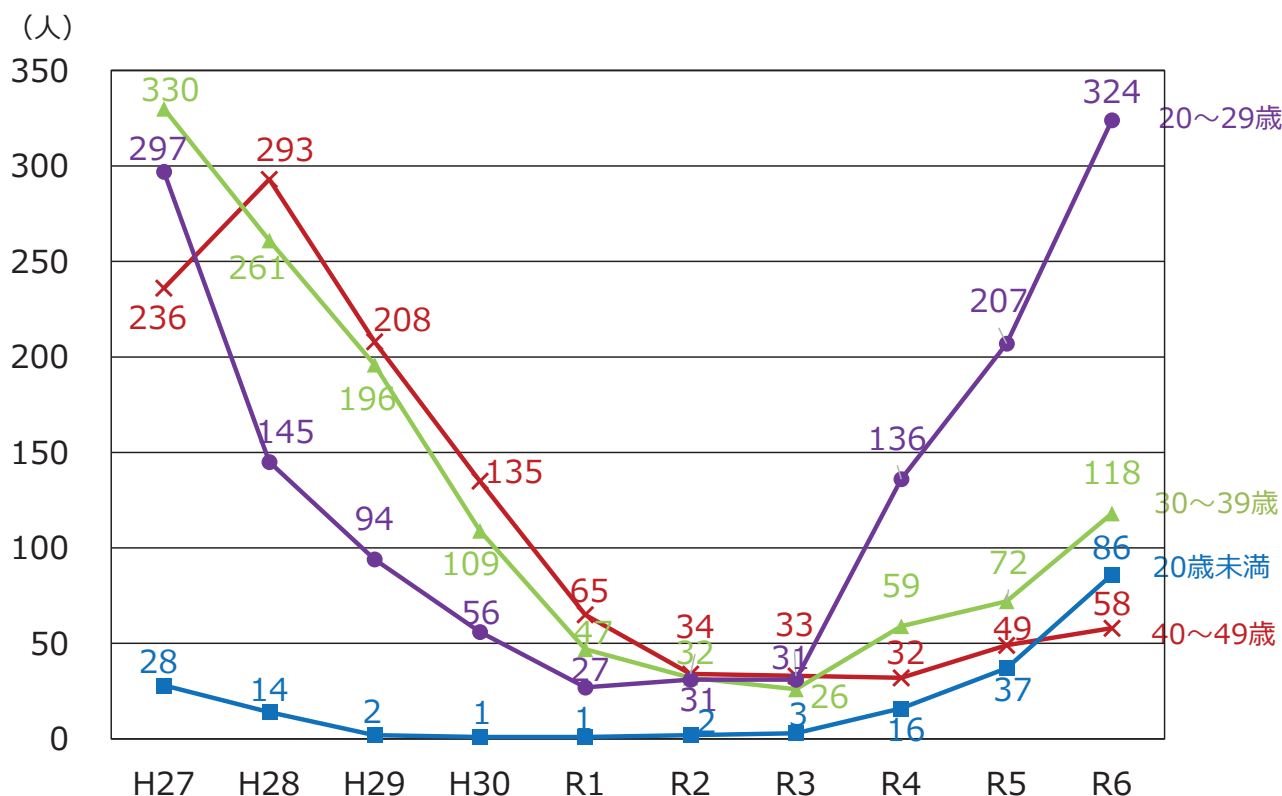
- ・ $\Delta 8$ -テトラヒドロカンナビナル（THC）
- ・ $\Delta 9$ -テトラヒドロカンナビナル（THC）

※改正法が令和6年12月12日に一部施行され、麻薬及び向精神薬取締法の「麻薬」として禁止規定及び罰則（施用罪）が適用

56

2. 薬物乱用防止教育の推進

(1) 危険ドラッグ（指定薬物）事犯年齢別検挙人員の年次推移



令和6年における組織犯罪の情勢（令和7年4月警察庁組織犯罪対策部）

57

2. 薬物乱用防止教育の推進

(1) 15歳未満の市販薬の乱用

新規

(1) 薬の入手経路を聴取した事例（10～14歳）

①店頭購入（薬局、ドラッグストアなど）

薬効分類	商品名	摂取量	性別	状況
解熱鎮痛薬_アセトアミノフェン	ナロン錠	10錠	女性	薬局で購入した解熱鎮痛薬を一度に10錠飲んだ。

②家にあった薬

薬効分類	商品名	摂取量	性別	状況
解熱鎮痛薬_イブプロフェン	イブA錠EX, カロナール錠, クエチアピン錠	42錠, 200mg×8錠, 25mg×4錠	女性	家にあった解熱鎮痛薬2種類（市販薬と処方薬）と本人の精神神経用剤を過量服用した。
かぜ薬_アセトアミノフェン	新ルルーA錠s	70錠程度	女性	父親が服用していた市販のかぜ薬の残りを娘が全部飲んだ。

市販薬の濫用防止に関する情報の収集及び分析一式報告書（公益財団法人日本中毒情報センター）



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

58

2. 薬物乱用防止教育の推進

(1) 乱用のおそれのある市販薬の販売規制

濫用等のおそれのある医薬品の販売

濫用等のおそれのある医薬品

以下に掲げるもの、その水剤

- ・ エフェドリン
 - ・ ブロムワレリル尿素
- ※(1)、(2)について、それぞれ「**原則として1包装単位**」を超えて当該医薬品を購入等しようとする場合は、その理由

咳止め薬
鎮静薬

する製剤

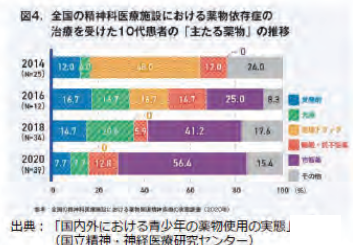
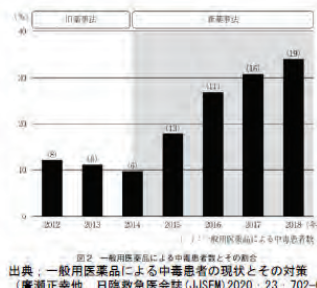
- ・ ジヒドロコデイン(1)
- ・ メチルエフェドリン(2)

現状：販売に当たっての取扱い

- ・ 濫用等のおそれのある医薬品の販売・授与に当たっては、以下の事項の確認が必要。
 - 購入等しようとする者が若年者（高校生、中学生等）である場合、当該者の氏名及び年齢
 - 他の薬局、店舗等での当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入等の状況
 - 当該医薬品を購入等しようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量（**原則として1包装単位**）を超えて当該医薬品を購入等しようとする場合は、その理由
- ・ 上記確認を踏まえ、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売・授与することとされている。

課題：一般用医薬品の濫用

- ・ 一般用医薬品による救急搬送事例の増加。（インターネット販売が可能となった平成26年以降増加している）
- ・ 2020年10代の若者の薬物濫用では、56.4%で市販薬が使われている。
- ・ コロナ禍で一般用医薬品を濫用する若者や過剰摂取が増加している。



第1回医薬品の販売制度に関する検討会 資料2 検討会の進め方

59

2. 薬物乱用防止教育の推進

(1) 乱用のおそれのある市販薬の販売規制の改正

濫用等のおそれのある医薬品の販売について

【背景】

- 若年者を中心に一般用医薬品の濫用が拡大しつつあり、現状の販売規制（省令により、若年者に氏名年齢の確認をする、適正使用に必要な数量（原則として1包装）のみの販売とし、それ以上購入する場合には理由を確認する）では不十分。

【方策】

- 原則として小容量1個の販売とし、20歳未満の者に対しては複数個・大容量の製品は販売しない。
- 販売時の購入者の状況確認・情報提供を義務とする。
- 資格者による購入者の状況確認・販売可否の判断のため、また、必要な場合に支援につなげる等資格者がゲートキーパーとしての役割を果たすことを期待し、購入者の状況の確認及び情報提供の方法を対面又はオンラインとする（20歳以上の小容量1個販売時を除く）。
- 20歳未満の者等必要な場合には、身分証の提示等の方法により氏名・年齢等を確認・記録し、記録を参照して販売を行う。
- 医薬品の外箱に注意喚起を表示する。
- 情報提供の実効性と不正入手防止のため、直接手に取れない方法で販売する。

○：義務 △：努力義務 －：規定なし	現状		➡	改正案		
	若年者	若年者以外		20歳未満	20歳以上	
	(包装サイズ区別なし)			小容量（注1）	小容量	複数・大容量
確認・情報提供の方法	－			対面orオンライン	対面、オンラインor通常のインターネット販売等	対面orオンライン
購入者の状況確認	△			○	○	
複数購入理由の確認	○			－	－	○
氏名等の確認、 記録の作成、保存	○ (氏名年齢の 確認のみ)	－		○	必要な場合（注2） ○	○
他店での購入状況	○		○	○		
濫用等に関する情報提供	△		○	○		
陳列場所	(情報提供場所から7m以内)		購入者の手の届かない場所			

注1 20歳未満の者には複数・大容量は販売しない。

注2 頻回購入の防止のため、次の場合に氏名等の確認・記録の作成及び記録を参照した販売を行う。

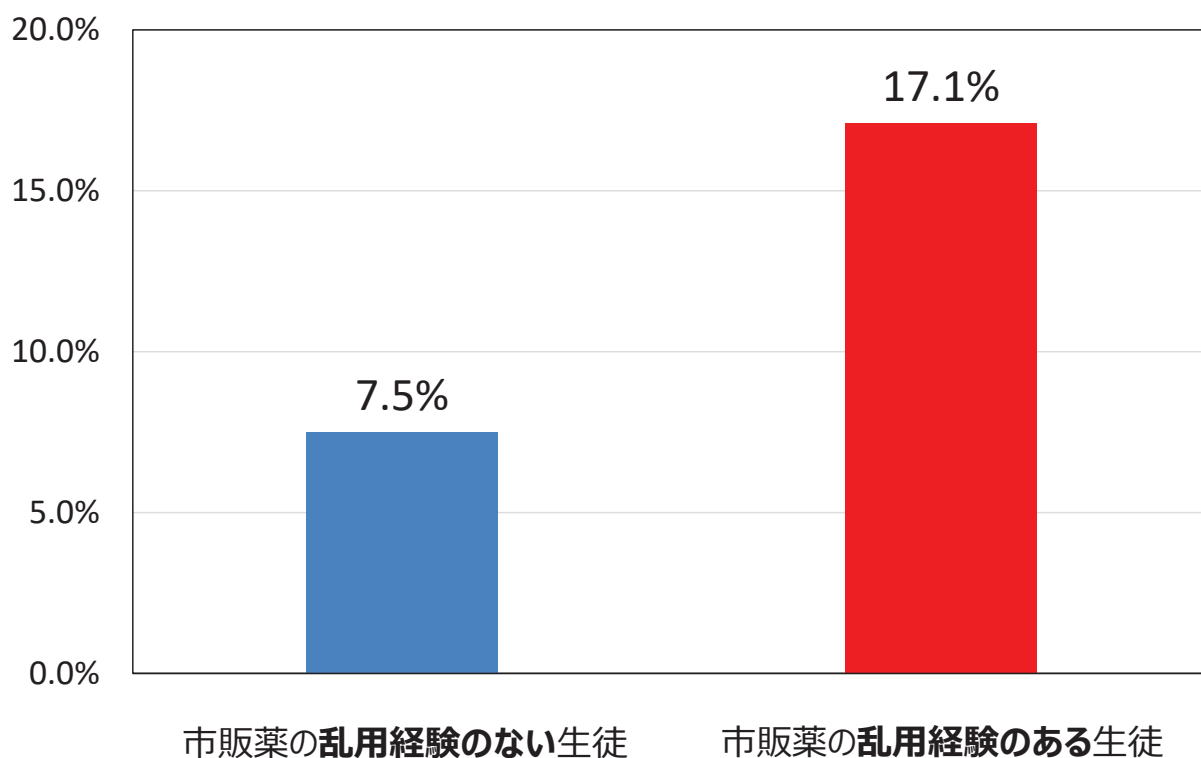
- ・ 対面又はオンライン等により、購入者が未成年でないことが確実に確認でき、また、購入者の状況も確認できる場合において、購入者の状況も踏まえ資格者が必要と判断する場合。
- ・ インターネット販売等非対面での販売の場合。

医薬品の販売制度に関する検討会とりまとめ概要資料

60

2. 薬物乱用防止教育の推進

(1) 市販薬の乱用経験別の「医薬品の不適切使用が薬物乱用になることを知らない」高校生の割合



薬物使用と生活に関する全国高校生調査2021（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター）

61

2. 薬物乱用防止教育の推進

(1) 市販薬の乱用経験のある高校生の特徴（乱用経験のない高校生との比較）

1. 男性より女性が多い
2. 生活習慣での特徴（睡眠時間が短い、朝食を食べない頻度が高い、インターネット使用時間長い）
3. 学校生活での特徴（学校が楽しくない、親しく遊べる友人や相談ができる友人がいない）
4. 家庭生活での特徴（親に相談できない、大人不在で過ごす時間が長い、家族との夕食頻度が少ない）
5. コロナ禍による自粛生活に対するストレスが高い



社会的孤立という共通項

第2回医薬品の販売制度に関する検討会資料3 嶋根参考人提出資料



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

62

2. 薬物乱用防止教育の推進

(2) 薬物乱用防止の基本的な考え方

1. 一次予防の視点

薬物乱用防止では、一次予防が最も本質的な予防策である。一次予防は依存性薬物を使用するきっかけそのものを除いたり、各個人がきっかけとなる誘因を避けたり、あるいは拒絶したりすることができるようになることを目標とするものである。

2. 学校特性と薬物乱用防止

10代は心身の発育・発達過程にあるため薬物の影響が成人より深刻なかたちで現れる。この年齢期は、薬物乱用のきっかけが起りやすい時期であるとともに、学校教育に関わるいわゆる学齢期に重なる。

一次予防では健康教育と社会環境の改善がその具体的な手段となる。学校は6歳から18歳のほとんど全ての児童生徒を対象とし、その発達段階に対応して系統的な指導を行うことができる場である。このような学校の特性から一次予防が最も重要である薬物乱用防止に対して学校教育に期待が寄せられている。

学校教育はハイリスクグループのみを対象とするのではなく、学校や学年あるいは学級全員の児童生徒を対象とする。したがって、学校における健康教育では薬物乱用の問題を広い視野で捉える必要がある。健康教育では児童生徒が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが目標となり、この目標の達成が薬物乱用問題の本質的解決につながる。

薬物乱用防止教室マニュアル令和5年度改訂（公益財団法人日本学校保健会）

63

2. 薬物乱用防止教育の推進

(2) 発展的な学習指導、学年等を超えた先の学年等の内容の学習

第Ⅱ部 各論

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

(2) 教育課程の在り方

② 補充的・発展的な学習指導について

ア 補充的・発展的な学習指導

- また、従前から、いずれの学校においても学習指導要領において示している内容に関する事項は取り扱わなければならないとした上で、**学校において特に必要がある場合は、異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができることとされている。**児童生徒の学習状況に応じ、**学年や学校段階を超えて先の学年・学校の内容を学習したり、学び直しにより基礎の定着を図ったりすること**も考えられる。

「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日中央教育審議会）



2. 薬物乱用防止教育の推進

(2) 薬物乱用防止教育の充実強化

新規



掲載URL:
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/277>



作成の目的

- ① 新たに問題となっている薬物に関する乱用防止の指導の充実
- ② ICT活用の視点を盛り込んだ薬物乱用防止教育に資するスライド資料集の作成

特長

<小学校>

有機溶剤等に加えて、大麻、医薬品の過量服薬による悪影響などの内容を充実

<中学校・高等学校>

市販薬乱用による害や乱用のきっかけ、社会環境への対策などの内容の充実



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

65

2. 薬物乱用防止教育の推進

(2) 薬物乱用防止教育の充実強化

新規



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

66

２．薬物乱用防止教育の推進

（２）薬物乱用防止教育で取り扱う薬物等（小学校）

市販薬

市販薬の説明文書には、小児（15歳未満）に服用させる場合、保護者の指導監督のもとに服用させるよう記載されていることから、市販薬は、小児が使用する際には保護者の指導管理のもとで使用すべきであるが、置き薬として家庭に常備されていることが多く、保護者不在下で使用される可能性もある。

乱用の対象となっている市販薬は、薬局・薬店（ドラッグストア）で販売されており、手に入れやすく、乱用に対する法律上の罰則規定がないため、乱用されやすい薬物の一つであるといえる。

市販薬の多くは複数の成分が含まれていたり、同じ症状に使用される薬であっても含まれる成分が異なっていたりする。このため、個々の薬で急性影響や依存性などの影響度が異なるが、総じて過量服薬（オーバードーズ）により心身の健康に悪影響があり、場合によっては死に至る。近年は、市販薬による薬物依存症患者が増加しており、依存性に特に注意が必要である。

市販薬は、小児では保護者の指導管理のもとで使用されるものであるが、**学校や地域の実情、発達段階に応じて、小学校段階から学習に取り入れることも考えられる。**

薬物乱用防止教室マニュアルー令和５年度改訂ー（公益財団法人日本学校保健会）



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

67

２．薬物乱用防止教育の推進

（２）薬物乱用防止教育で取り扱う薬物等（中学校）

医薬品

多くの市販薬の対象年齢は15歳以上となっているため、中学生では自ら購入し、使用することが増えてくる。また、置き薬として家庭に常備されていることが多く、身近な薬物でもある。

乱用の対象となっている市販薬は、販売年齢確認の必要がないものもあり手に入れやすく、乱用に対する法律上の罰則規定がないため、乱用されやすい薬物の一つであるといえる。

市販薬の多くは複数の成分が含まれていたり、同じ症状に使用される薬であっても含まれる成分が異なったりする。このため、個々の薬で急性影響や依存性などの影響度は異なるが、総じて過量服薬により心身の健康に悪影響があり、場合によっては死に至る。近年は、市販薬による薬物依存症患者が増加しており、依存性に特に注意が必要である。

保健体育科保健分野において医薬品の正しい使用に関する指導が行われているが、市販薬は15歳以上では、自己判断で服用できることを考えると、学校や地域の実情に応じて薬物乱用防止教育と関連付けて指導を行い、医薬品の目的外使用も薬物乱用であることを理解できるようにする必要がある。

睡眠薬などの処方薬は、病院を受診しなければ処方されないが、乱用に注意が必要な薬物である。

乱用に使用される睡眠薬などは、乱用に対する法律上の罰則規定がないため、乱用されやすい薬物の一つであるといえる。薬物依存症患者の主たる使用薬物として問題となっている。処方薬の乱用についても、学校や地域の実情に応じて学習内容に組み込み、医薬品の目的外使用も薬物乱用であることを理解できるようにする必要がある。

薬物乱用防止教室マニュアルー令和５年度改訂ー（公益財団法人日本学校保健会）

68

2. 薬物乱用防止教育の推進

(2) 医薬品の目的外使用と医薬品の適正使用

薬物乱用 = 医薬品の目的外使用

関連付けて
指導する

医薬品の
適正使用



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

69

2. 薬物乱用防止教育の推進

(2) 多くの場合の医薬品の目的外使用の理由とその対処

新規

薬のオーバードーズって何だろう～あなたとあなたの大切な人の命を守るために～
(中高生向け) (厚生労働省作成)

なぜオーバードーズするの？

イギリスで実施された調査によると、青少年がオーバードーズをする理由は「ひどい精神状態から解放されたかったから」、「死にたかったから」というケースが多く*、一般的に考えられがちな「快樂のための使用」というよりも、つらい気持ちを紛らわすために使用しているという実態があります。日本においても、ODの経験者は強い孤独感をいっているケースが多いといわれています。



*Rodham K, et al: Reasons for deliberate self-harm: comparison of self-poisoners and self-cutters in a community sample of adolescents. J Am Acad Child Adolesc Psychiatry. 43:80-7, 2004.

中学校学習指導要領（平成29年告示）解説保健体育編 平成29年7月

第2章第2節〔保健分野〕2(1)健康な生活と疾病の予防 ア 知識

(カ) 健康を守る社会の取組

健康の保持増進や疾病の予防には、健康的な生活行動など個人が行う取組とともに、社会の取組が有効であることを理解できるようにする。社会の取組としては、地域には保健所、保健センターなどがあり、個人の取組として各機関が持つ機能を有効に利用する必要があることを理解できるようにする。その際、住民の健康診断や健康相談などを適宜取り上げ、健康増進や疾病予防についての地域の保健活動についても理解できるようにする。

また、心身の状態が不調である場合は、できるだけ早く医療機関で受診することが重要であることを理解できるようにする。さらに、医薬品には、主作用と副作用があること及び、使用回数、使用時間、使用量などの使用法があり、正しく使用が必要があることについて理解できるようにする。

70

2. 薬物乱用防止教育の推進

(2) 薬物乱用防止教室の充実強化

更新

第六次薬物乱用防止五か年戦略（概要）

令和5年8月 薬物乱用対策推進会議決定

戦略策定に向けた5つの視点

- ・大麻乱用期への総合的な対策の強化
- ・再乱用防止対策における関係機関の連携した“息の長い支援”強化
- ・サイバー空間を利用した薬物密売の取締強化
- ・国際的な人の往来増加への対応強化
- ・薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信

5つの目標

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

<大麻の有害性・危険性・国内外の規制状況について周知>

- 薬物乱用防止教室の充実強化
- 研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上

<国際的な人の往来増加への対応としての啓発強化>

- 海外渡航者に向けた、ウェブサイトを利用した周知の実施
- 諸外国における最新の薬物規制状況等の啓発資材への反映

<デジタルツール等を効果的に活用した広報・啓発手法の強化>

- 青少年の目に触れやすい広報媒体の活用
- 科学的知見に基づく情報の広報・啓発資材への反映による内容の充実

目標1

青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実

児童生徒等が、薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させることができるよう、小学校、中学校及び高等学校における指導・教育内容の充実を図るとともに、指導者が、科学的知見に基づいた適切な指導・教育方法を修得するため、また、大学等の学生に対する啓発活動の推進を図るため、以下のような取組を行う。

(薬物乱用防止教室の充実強化)

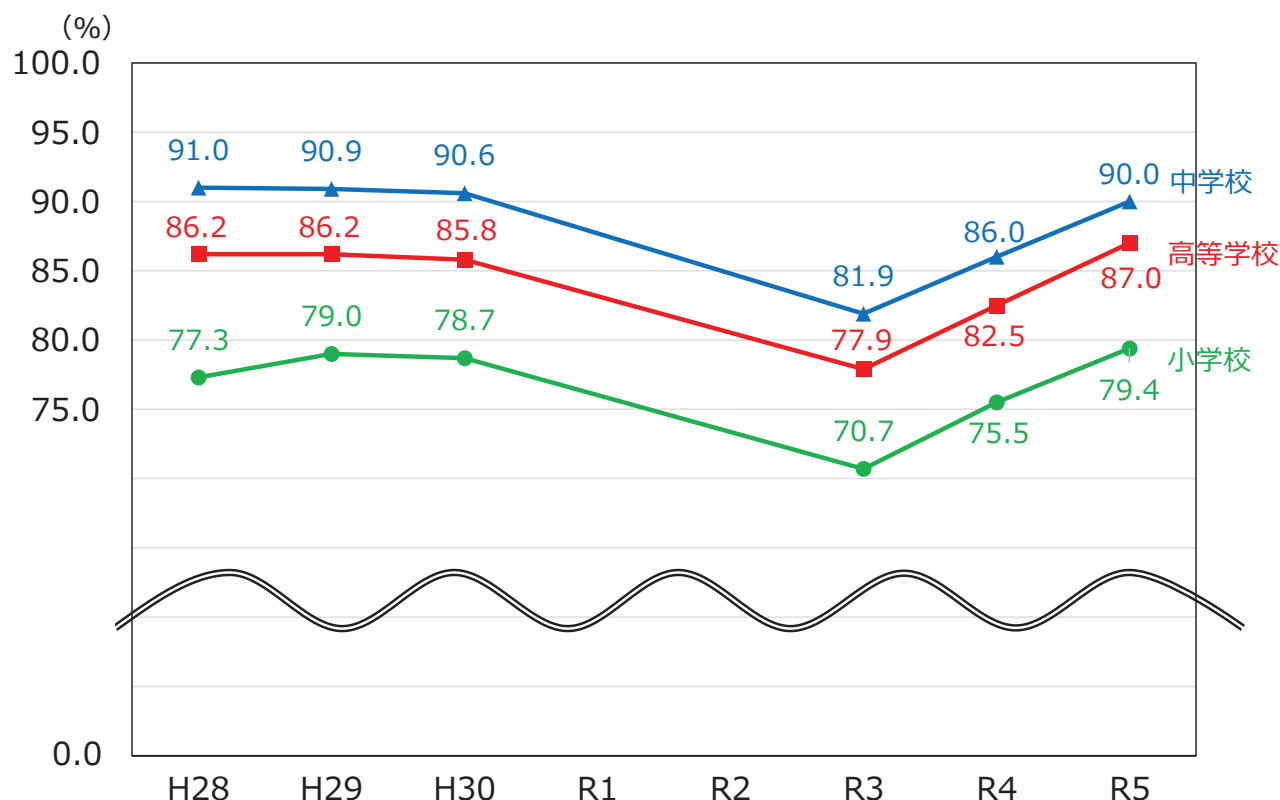
- ・薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。(文部科学省、警察庁)
- ・関係機関が連携し、薬物乱用防止教室で活用するための有効な資材の研究・開発を行う。(厚生労働省、警察庁、文部科学省)
- ・薬物等に関する専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、学校薬剤師、矯正施設職員、保健所職員、税関職員等が連携し、学校等における薬物乱用防止教室を充実強化する。(文部科学省、警察庁、財務省、法務省、厚生労働省)

71

2. 薬物乱用防止教育の推進

(2) 薬物乱用防止教室開催率の年次推移

更新



薬物乱用防止教室開催状況調査より作成

※義務教育学校前期は小学校、義務教育学校後期及び中等教育学校前期は中学校、中等教育学校後期は高等学校に分類して集計

72

2. 薬物乱用防止教育の推進

(2) 専門家の活用の効果

新規

2 専門家を活用した指導体制の工夫

学習指導要領においては、心身の健康の保持増進に関する指導における指導体制の工夫として、専門家の参加・協力を得たりすることなどにより、指導の効果を高めることが大切であると示されている。このため、専門家を活用した薬物乱用防止教室の開催が薬物乱用防止教育の充実強化として有効である。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編

第3章第4節の1

(4) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実

指導体制の工夫に当たっては、教師一人一人にも得意の分野など様々な特性があるので、それを生かしたり、学習形態によっては、教師が協力して指導したりすることにより、指導の効果を高めるようにすることが大切である。その具体例としては、専科指導やチーム・ティーチング、合同授業、交換授業などが考えられ、各学校の実態に応じて工夫することが望ましい。また、食育その他の心身の健康の保持増進に関する指導においてこれらについての専門性を有する養護教諭や栄養教諭の積極的な参画・協力を得たりすること、学校内にとどまらず、学校外の様々な分野の専門家の参加・協力を得たりすることなど様々な工夫を行い、指導の効果を高めることが大切である。

薬物乱用防止教室マニュアル令和5年度改訂（公益財団法人日本学校保健会）



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

73

2. 薬物乱用防止教育の推進

(2) 問題となっている薬物等に関する専門知識を有する専門家の活用



・主な対象: 小中高等学校
・制作: 令和6年3月
・掲載URL:
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/269>



第3章 薬物乱用防止教室の進め方

3. 薬物乱用防止教室の内容、対象、講師の例

内容	対象	指導者
薬物乱用・依存の成り立ち		
薬物と体	小学校高学年以上	医師、薬剤師、看護師、保健師、研究者、 青少年補導員、警察職員、麻薬取締官、 薬務行政の担当者 など
薬物と乱用		
薬物乱用の現状		
喫煙、飲酒、薬物乱用の心身への影響		
喫煙と健康（受動喫煙を含む）	小学校高学年以上	医師、薬剤師、看護師、保健師、研究者、 青少年補導員、警察職員、麻薬取締官、 薬務行政の担当者 など
飲酒と健康		
有機溶剤（シンナー等）の害		
覚醒剤の害		
大麻の害		
医薬品の過量服薬の害		
薬物乱用と依存の悪循環	中学校以上	
麻薬やその他薬物の害	高等学校以上	



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

74

2. 薬物乱用防止教育の推進

(2) 薬物乱用防止教育と薬物乱用防止教室との連携 (例)

①これまでの薬物乱用防止に関する学習内容、「薬物乱用防止教室」における指導内容の確認、薬物乱用に関する児童生徒の知識と意識、この問題に係る行動の実態把握

②関連授業の実施
＜体育・保健体育＞

④学級活動・ホームルーム活動の実施

③講師との内容の打ち合わせ

- ・児童生徒の実態と意識（興味・関心を含む）
- ・これまで及びこれからの当該校における薬物乱用防止教育等の状況
- ・当該校における薬物乱用防止教室に係る課題
- ・学習のねらい、評価、指導上の留意点、進め方(方法)
- ・講師に期待する内容 等

⑤薬物乱用防止教室（体育・保健体育）の実施

⑥学級活動・ホームルーム活動の実施

関連教科等
との一連の
教育

75

2. 薬物乱用防止教育の推進

(2) 薬物乱用防止教室の開催に当たっての留意事項

1 薬物乱用防止教室開催の手順

企 画			打 合 せ			準 備			教室実施			事後指導			評価まとめ		
学 校 内	教務主任、保健主事や養護教諭などを中心に、薬物乱用防止教育の一環として薬物乱用防止教室を企画する。		薬物乱用防止教室の実施に向けて、全教職員の共通理解を図り、事前指導等について話し合う。また、児童生徒の薬物に関する認識や置かれている環境、配慮事項の有無等について確認して薬物乱用防止教室の講師予定者との打合せに備える。		当日児童生徒に配布する資料や使用する視聴覚機材を準備する。 必要場合には実態調査、事前学習・事前指導等を行う。 運営、司会、記録、講師の補助など、教員間での役割分担をする。		児童生徒を薬物乱用防止教室の実施場所に誘導し、薬物乱用防止教室の趣旨の説明、講師の紹介等を行う。 事前の役割分担に基づいて運営責任者を中心に薬物乱用防止教室を実施する。			薬物乱用防止教室を踏まえて、体育科、保健体育科及び特別活動等で関連した指導を行う。 薬物乱用防止教室を受講した児童生徒が、内容に対する疑問を質問したり、振り返りをしたりできるとよい。			薬物乱用防止教室を実施した成果や問題点について担当者で話し合い、今後の薬物乱用防止教育や次年度の薬物乱用防止教室の参考とする。 また、この結果は全教員に周知する。			学 校 内	
	・ テーマの決定 ・ 実施時期 ・ 講師の選定 ・ 責任者の決定																
関係者との調整	薬物乱用防止教室の企画に合わせて、関係機関に講師の派遣を依頼する。 ・ 事前打診 ・ 正式依頼状送付 ・ 打合せ日程調整		薬物乱用防止教室の講師予定者と当日の運営方法や指導内容等について打合せを行う。 ・ 詳細な日程 ・ 講師と学校の役割分担 ・ 準備品等		講師の送迎方法、資料や視聴覚機材についての最終確認を行う。 講師と教員との役割分担についても確認する。			講師との最終確認を行い、薬物乱用防止教室を実施する。 常に講師の補助が行える体制を整え、講師の指示に適宜対応する。			講師に薬物乱用防止教室の実施についての感想などを尋ねるとともに児童生徒の振り返りなどをまとめ、運営上の課題や児童生徒の事後指導などについて話し合う。			講師及び講師の所属先に礼状を出し、今後の協力を依頼する。 また、必要に応じて薬物乱用防止教室のまとめや振り返りなども送付する。			関係者との調整

ポイント

1. 学校側が主体となって企画・運営を行う。どのようなテーマがよいか学校全体で検討する。
2. 職員会議等で、学校保健計画に基づき薬物乱用防止教室の開催予定を周知する。全教職員の共通理解のもとに進める。
3. テーマを踏まえて講師を選ぶ。関係者、関係機関との継続した連携体制づくりへ発展できるようにする。
4. 講師の使う資料をあらかじめ確認する。
5. (略)

講師との確認事項

1. 児童生徒及び家庭や地域の実態
2. 学校における薬物乱用防止教育、健康教育や生徒指導の取組の現状
3. 薬物乱用防止教室を開催する目的、講話に期待する内容、配慮事項
4. 学校側の責任者、連絡担当者、連絡方法

76

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施
 - （1）環境衛生検査の徹底
 - （2）学校環境衛生基準の改正等
 - （3）その他関係資料
2. 薬物乱用防止教育の推進
 - （1）近年問題となっている薬物
 - （2）薬物乱用防止教育の内容・薬物乱用防止教室の充実強化
3. その他



3. その他

更新

医薬品、毒物・劇物、農薬等の管理



掲載URL:
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/274>



第2章 要指導医薬品・一般用医薬品の取扱い

1. 要指導医薬品・一般用医薬品の取扱いの考え方及び管理時の対応 4

第3章 医療用医薬品の取扱い

1. 医療用医薬品の預り時の対応 13

第4章 保健室以外における校内の薬品管理

1. 目的別の薬品の種類及び関係法令 26
2. 理科室などにおける薬品管理 27
3. 教職員の健康を確保するための薬品管理 31
4. 農薬の管理 33
5. 毒物・劇物の管理 35

〈様式例〉

- ① 一般用医薬品に関する様式例
 - ・一般用医薬品管理簿(例) 10
- ② 医療用医薬品に関する様式例
 - ・学校内共通理解・保護者等説明資料(例) 17
 - ・学校における医療用医薬品の取扱いについて 18
 - ・医療用医薬品預り書(依頼書)(例) 19
 - ・個別保管記録(例) 20
 - ・預り医療用医薬品の使用期限等確認一覧表(例) 20
- ③ 理科室などで使用する薬品に関する様式例
 - ・理科室などで使用する薬品の薬品管理簿(例) 30
- ④ 農薬に関する様式例
 - ・農薬管理簿(例) 34

※様式例は、公益財団法人日本学校保健会ホームページ
(<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/274>)からダウンロードできます。



ご清聴ありがとうございました。